

令和7年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

令和7年2月25日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時11分

◎出席議員（15名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 高 木 洋 一 | 2 番  | 福 田 長 弘 |
| 3 番  | 荒 井 浩 二 | 4 番  | 堀 江 清 一 |
| 5 番  | 興 野 一 美 | 6 番  | 青 木 敏 久 |
| 7 番  | 矢 板 清 枝 | 8 番  | 滝 口 貴 史 |
| 9 番  | 小 堀 道 和 | 10 番 | 相 馬 正 典 |
| 11 番 | 田 島 信 二 | 12 番 | 渋 井 由 放 |
| 14 番 | 中 山 五 男 | 15 番 | 高 田 悦 男 |
| 16 番 | 平 塚 英 教 |      |         |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 市長            | 川 俣 純 子 |
| 副市長           | 熊 倉 精 介 |
| 教育長           | 内 藤 雅 伸 |
| 会計管理者兼会計課長    | 高 田 勝   |
| 総合政策課長        | 小原沢 一 幸 |
| まちづくり課長       | 大 鐘 智 夫 |
| 総務課長          | 佐 藤 博 樹 |
| 税務課長          | 川 俣 謙 一 |
| 市民課長          | 大 谷 啓 夫 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 岡 誠     |
| こども課長         | 水 上 和 明 |
| 農政課長          | 深 澤 宏 志 |
| 商工観光課長        | 星 貴 浩   |
| 都市建設課長        | 佐 藤 光 明 |
| 上下水道課長        | 石 嶋 賢 一 |

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

村 上 和 史

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第32号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第18号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第19号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第21号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第22号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第23号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第24号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第25号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第26号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第27号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第28号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第29号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第 1 7 議案第 3 0 号 那須烏山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 8 議案第 3 1 号 那須烏山市下水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 9 議案第 9 号 令和 6 年度那須烏山市一般会計補正予算（第 9 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 0 議案第 1 0 号 令和 6 年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 1 議案第 1 1 号 令和 6 年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第 5 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 2 議案第 1 2 号 令和 6 年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 3 議案第 1 3 号 令和 6 年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 4 議案第 1 4 号 令和 6 年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第 1 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 5 議案第 1 5 号 令和 6 年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第 3 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 6 議案第 1 6 号 令和 6 年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について（市長提出）
- 日程 第 2 7 議案第 1 号 令和 7 年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第 2 8 議案第 2 号 令和 7 年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第 2 9 議案第 3 号 令和 7 年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第 3 0 議案第 4 号 令和 7 年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第 3 1 議案第 5 号 令和 7 年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）

日程 第32 議案第 6号 令和7年度那須烏山市境財産区特別会計予算について  
(市長提出)

日程 第33 議案第 7号 令和7年度那須烏山市水道事業会計予算について(市長  
提出)

日程 第34 議案第 8号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算について(市  
長提出)

日程 第35 議案第33号 市道路線の認定について(市長提出)

日程 第36 付託第 1号 請願書等の付託について(議長提出)

---

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**〔午前10時00分開会〕**

○議長（青木敏久） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。定足数に達しておりますので、令和7年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月18日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願いいたします。

---

**◎市長挨拶**

○議長（青木敏久） ここで、市長の挨拶と併せ、市政方針の説明を求めます。

川俣市長。

**〔市長 川俣純子 登壇 挨拶〕**

○市長（川俣純子） 皆様、おはようございます。本日ここに令和7年第2回那須烏山市議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御参集を賜り、御礼申し上げます。

令和7年度当初予算案をはじめとする諸議案の審議をお願いするに当たり、令和7年度の市政運営につきまして、所信の一端と重要事項等の概要を申し上げます。

また、先日は、JR烏山線のサイクルトレインに皆さん参加していただき、本当にありがとうございます。いろんなことがきっと御報告を願えるのではないかな、欠点、良点、それと改善点を教えていただけることになると思いますので、よろしく願いいたします。

では、始めます。

令和7年度は、市政運営の指針となる第3次総合計画の運用が開始されてから3年目を迎えます。また、私にとりましても那須烏山市長として、2期目8年の節目の年になります。公約に掲げた5つのビジョンを実行する集大成の年として、総合計画に掲げる重点戦略を着実に推進してまいります。

さらに、地域の活力低下が指摘される中心市街地の活性化や存続の危機にあるJR烏山線を活用した新たなにぎわいを創出するため、様々な世代が活発に活動・交流できる公共施設が連動した新たなまちづくりを推進してまいります。

令和7年度の当初予算につきましては、第3次総合計画に掲げる重点戦略を着実に進めるとともに、本市の課題解決を図るため、「未来につなぐ市民が主役のコンパクトシティへの第一歩」の予算とし、積極果敢な市政運営に努めてまいり所存であります。

予算規模につきましては、一般会計126億7,000万円、特別会計65億1,020万4,000円、水道事業会計10億4,331万9,000円、下水道事業会計5億8,737万1,000円と合わせると、合計で208億1,089万4,000円であり、前年度当初予算に対しまして1億6,849万5,000円、0.8%の増となります。

では、第3次総合計画における「5つの基本目標」ごとの重点的な取組について申し上げます。

基本目標1「未来につなぐ健やかな暮らしを支える」につきましては、「将来を担う子育て支援戦略」として、今年4月に開園するなすからこども園の園庭に新たに遊具を整備し、安全・安心・快適で地域に愛されるこども園を目指してまいります。さらに、子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食費や保育園副食費の助成を引き続き実施してまいります。

「安心して暮らせる地域づくり・医療戦略」では、65歳以上の高齢者を対象に新型コロナウイルス予防接種費の助成を行います。

基本目標2「未来につなぐ学びを育む」につきましては、「地域と連携した学力向上戦略」として、引き続き県立烏山高等学校を含めた地域学の推進に取り組んでまいります。

これまで他の教員に指導・助言ができるリーダーを養成することを目的として実施してきましたスーパーティーチャー育成事業に代わり、新たに若手教職員のスキルアップを図る事業を実施し、若手教職員の研修機会を確保することで学習指導全般の向上や改善を図ってまいります。

教育情報ネットワーク整備事業としまして、児童生徒の学習用タブレットの更新や教職員の校務を支援するデジタル採点システムを導入いたします。また、学習用タブレットを活用して、児童生徒のメンタルヘルスチェック等が行えるこころの健康観察システムを導入するとともに、登校しても教室に入ることが難しい生徒を支援する校内教育支援センターを設置し、増加傾向にある不登校への対策強化を図ってまいります。

近年における猛暑対策として、市内の全小中学校体育館にスポットクーラーや大型扇風機を配置し、教育環境の充実を図ってまいります。

「伝統・文化の活用・継承戦略」では、長者ヶ原官衙遺跡の多目的駐車場の補修を行い、文化財の有効活用につなげてまいります。

基本目標3「未来につなぐ賑わいを創出する」につきましては、「産業の育成による雇用創出戦略」としまして、市内企業の魅力を紹介するリーフレットを作成し、市内企業への就職を

促進してまいります。さらに、3 年に一度認証を行うなすからブランドについても、埋もれているブランドの発掘や既存ブランドのブラッシュアップによる新たななすからブランドを推進し、産業振興を図ってまいります。

「持続可能な農林漁業育成戦略」では、引き続き、J A なす南と連携し、パイプハウスや果樹棚導入の費用の一部助成を行い、収益性が高い園芸農業への転換を推進してまいります。

「選ばれる観光地域づくり戦略」では、将来のサイクルトレインの運行を見据えた広域サイクリングコースの検討を行うなど、J R 烏山線の利用向上にもつながる、滞在時間の長い着地型観光を推進してまいります。

「移住・定住を促す魅力向上戦略」では、職員向けの研修を行い、職員一丸となって市の認知度や魅力度向上を図ってまいります。

基本目標 4 「未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る」につきましては、「地域ぐるみによる安全・安心戦略」として、市内にある空き家等の現状を把握するため、空き家等実態調査を行い、特に生活環境へ悪影響を及ぼしている空き家等については除却を促進してまいります。一方で、状態のよい空き屋等については、空き家バンク制度を有効に活用し、移住・定住の促進を図ってまいります。

「災害に強い国土強靱化戦略」としては、現在、検討を進めている防災集団移転促進事業について、下境地区の移転先の整備に必要な用地測量や宮原地区の移転先の用地買収に向け、地元住民の声を聴きながら着実にかつ迅速に進めてまいります。

農業水利施設の保全管理に向けて、防災対策が必要な農業用ため池の整備に向けた設計を行うほか、有事の際の情報伝達手段の確保に向け、J アラートのシステム機器の改修を行います。

「暮らしやすい都市再生戦略」では、コンパクトシティの実現に向けた市街地の再生整備に向け、用途地域の見直しや J R 烏山駅周辺の用地調査等に着手するほか、烏山駅を中心とした回遊性の高い市街地再生に向けた基本構想の検討に取り組んでまいります。また、子育て世代等からの要望が多い清水川せせらぎ公園の再整備に向け、令和 7 年度から令和 8 年度の継続事業とし、公園の平地化と遊具の設置に取り組んでまいります。

「環境に配慮した地域づくり戦略」では、新たに電気自動車を導入するほか、道路照明の L E D 化工事に取り組むなど、脱炭素化の推進におけるゼロカーボン・シティを目指します。

基本目標 5 「未来につなぐ持続可能な行政運営を築く」につきましては、「市政への市民参画戦略」としまして、新たに L I N E 拡張ツールを活用し、多くの行政情報の中から市民の年代や性別等といった属性に合った配信ができるセグメント配信を行うとともに、行政手続のオンライン化や公金収納のキャッシュレス化、市民の利便性に向けて努めてまいります。

まちづくり団体等が地域貢献活動を行う際に必要な備品等を市が貸し出す物品貸出制度を創

設し、まちづくり団体等への支援を図ってまいります。

さらに、市民が主役という理念の下、市政懇談会やタウンミーティング、そして、移動市長室を積極的に開催するなど、開かれた市政運営を目指します。

「費用対効果の高い行財政戦略」では、市民からの要望の高いスポーツや文化施設等の生涯学習施設について、個別施設計画を策定し、今後の施設の在り方を検討してまいります。

「利便性を高めるデジタル戦略」では、国の方針に基づき、戸籍の振り仮名対応業務や基幹系システムのシステム標準化への対応を図ってまいります。

以上のとおり、令和7年度当初予算につきましては、第3次総合計画の着実な実行に向け、編成させていただきました。まちづくりの主役は市民であるとの基本に立ち返り、本市の目指すべき将来像である「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」の実現に向け、市民の期待に応えることができるよう、強い決意と覚悟を持って全力で市政運営に取り組んでまいり所存であります。

議員各位、市民の皆様の格別の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今期の市議会定例会におきましては、当初予算案が8件、補正予算案が8件、条例案が15件、人事案1件、議決案1件の合計33件を上程させていただきます。執行部一同、誠心誠意務めさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（青木敏久） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

5番 興野一美議員

7番 矢板清枝議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（青木敏久） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月14日までの18日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力お願いいたします。

---

◎日程第3 議案第32号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（青木敏久） 日程第3 議案第32号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、監査委員である瀧田晴夫氏の任期が令和7年3月31日をもって満了になることに伴い、新たな委員の任命について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回御勇退されます瀧田晴夫氏は、8年の長きにわたり監査委員を務められ、財務管理やその他行政運営に関し優れた識見を発揮していただき、本市の内部統制の確立に多大なる貢献をされてまいりました。これまでの瀧田氏の活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、瀧田氏の後任としまして、今回新しく樋山隆氏を監査委員に任命したいと考えております。

樋山隆氏は、長きにわたり栃木県職員として奉職され、平成26年3月に会計局会計管理課契約指導・調達室室長を最後に定年退職されました。退職後も栃木県南那須県民相談室県民相談員等を歴任され、現在も行政相談員として活躍されております。

樋山氏は、人格円満かつ高潔であり、地方自治に関し幅広い経験と高い識見を有され、本市の監査委員として適任者であり、議会の同意をお願いするものであります。

御審議の上、御同意くださりますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番荒井浩二議員。

〔3番 荒井浩二 登壇〕

○3番（荒井浩二） 議席番号3番の荒井浩二です。ただいま上程されました議案第32号那須烏山市監査委員の選任同意について、私は賛成の立場から討論を行います。

新たに選任される樋山隆氏は、本市の向田の御出身で、烏山高等学校卒業後、栃木県庁に奉職され、42年間の長きにわたり栃木県職員として御活躍されました。その間、様々な部署を歴任され、地方自治に関し幅広い経験と知識をお持ちであることはもちろんのこと、市長の提案理由にもございましたが、会計局会計管理課契約指導・調達室長を御経験されていますことから、監査業務に必要な組織や制度など、市行政が守るべきルールを遵守しているか、合理的かつ効果的な事務執行ができているかをチェックする識見をお持ちであり、監査委員として適任であると確信するものであります。

また、樋山氏は、栃木県庁を御勇退後も、那須烏山市国際交流協会理事、那須烏山市社会福祉協議会生活支援員として那須烏山市行政を様々な角度から御尽力いただいております。

このような観点から、樋山氏のこれまでの行政における実績はもちろんのこと、今後の本市が目指すべき行政を推進するために重要な人材であり、監査委員として適任者であると考えてるものであります。

議員各位におかれましては、私が申し上げた賛成の趣旨に全会一致で御同意いただけるようお願いところであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（青木敏久） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第32号 那須烏山市監査委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり同意す

ることに決定いたしました。

---

◎日程第 4 議案第 17 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（青木敏久） 日程第 4 議案第 17 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 17 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、刑法の一部改正により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、必要な経過措置を設けるため、整理条例として制定し、関係条例を一括して改正するものであります。

拘禁刑につきましては、各受刑者の特性に応じ、刑務作業を行わせたり、矯正指導を行うなど、その改善更生や再犯防止を図るため、柔軟な処遇ができるようにすることを目的として創設されたものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

16 番平塚英教議員。

○16 番（平塚英教） 議案第 17 号でございますが、刑法の一部改正に伴い、所要の改正ということございまして、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正をするという、その刑法の改正に伴うそれぞれ本市の関係条例の改正ということだと思いますが、具体的にこの「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるということとはどのようなことなのか、説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 条例の中身については、言葉が変わるので、実質、特に影響はございませんが、市長の提案理由の説明にもあったとおり、受刑者の特性に応じて刑務作業を行わせたり、矯正指導を行うことによって、改善更生や再犯防止を図る柔軟な処分ができるよう

にすることを目的に改正されたものでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 議案第18号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第5 議案第18号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市の住民基本台帳に登録されていないものの、事務処理上、登録・管理が必要となる方、いわゆる住登外者の情報について、マイナンバーの活用をし、登録・管理を行うに当たり、国から示された見解を踏まえ、マイナンバーを利用する事務として位置づけると

ともに、住登外者の情報を庁内で連携して利用することを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、那須烏山市個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明いたします。

現在、住民基本台帳、地方税法等のいわゆる基幹系システムにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律などに基づき、令和7年度中に標準化企業に適合したシステムに移行することで準備を進めております。

今回のシステム標準化に伴い、那須烏山市の住民基本台帳に登録されておりませんが、事務処理上、登録・管理が必要となる方、いわゆる住登外者の宛名情報をマイナンバーを活用した庁内で一元的に登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が全国共通の機能として実装するよう示されたところでございます。

現在、本市で導入しているシステムにおいては、既に同様の機能が備わっているところでございます。そのような中、今般、この機能を利用した住登外者の登録・管理を行う事務について、標準化に向けて国が再整理を行ったところ、法的位置づけにないことから、各地方公共団体においてマイナンバーを独自に利用する事務、独自利用事務として条例で定める必要があると示されたところでございます。

この国からの見解を受け、本市において現在行っている住登外者の情報の管理を行う事務を独自利用事務として位置づけ、住登外者の情報を庁内で連携して利用できることを明確にしておくため、条例の整備を行うものでございます。

議案書をめくっていただいて、1ページ目を御覧ください。

まず、別表第1の改正です。別表第1は法に定められていない事務であって、本市が独自にマイナンバーを利用することができる独自利用事務について定めたものでありますが、ここに住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加いたします。

次に、別表第2の改正です。1ページ目から3ページ目になります。

別表第2は、同一期間内における庁内連携について、庁内連携する事務及び連携する情報の内容について列挙したものです。既に規定している事務または法定事務についても、住登外者の情報を庁内連携により利用することができるよう規定するものであります。

4ページ目を御覧ください。

別表第3の改正であります。この表は、教育委員会からの求めに応じて市長部局が情報提供することができる事務及びその情報を列挙したものでありますが、市長部局で管理する住登外者の情報について、教育委員会に情報提供ができるよう規定するものでございます。

以上、那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 住登外者、先ほどの説明では、本市の住民基本台帳に登録されていない方であるが、本市に住所があると認められる者というような説明でございましたが、現在、本市にはこの住登外者というのは何名ぐらいいらっしゃるというふうに考えておられますか。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 住基システム上、約4万3,000件登録がございます。申し訳ございません。今のは全国の数字でございまして、すみません、市内のほうは今現在ちょっと手持ち資料がございませんので、後ほど報告いたします。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） よく説明聞いて分からないんだけど、例えば、どんな人で、この人たちにマイナンバーカードを作ってあげたりするんですか。それとも、ただ書類上の話なのかも分からないので、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 本市に住所はない方で、管理する必要がある方になって、庁内で連携する必要があるということになります。別表を見ていただくと、別表第1ですかね、ひとり親家庭医療助成に関する条例でありますれば、例えば、ここに住所が、こっちになくても、こういった助成対象になり得る方々の情報に関して知るために、この住登外登録宛名番号管理機能という組織に登録されている人を各関係課が見ることによって、その事務を適正に行うというようなことになってまいりますので、例えば、固定資産税で、市内に住所はないんですけども、市内に所有物があって、市外にいる方、そういった方は住登外ということで登録されておりますので、そういった方を調べたりとか、そういったときに用いる内容のものが住登外登録台帳に記載されている人になってまいります。

○議長（青木敏久） 小堀議員、よろしいでしょうか。

大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 申し訳ありません、先ほどの平塚議員の御質問、市内での住登外登録者なんですが、手持ちに資料がありまして、150人になります。

以上です。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） さっきの質問の中で1つ。

今の150人は、要するにほかの地区に住んでいて、マイナンバーカードは持っているんだよね、多分。だから、マイナンバーカード云々の話よりも、管理上の話としてそういうふうに定義しないと、不明だから、定義したということでもいいのかしら。要するに、住所がうちの市にあって、外にいるなんていったら、学生なんかみんなそうだと思うんだけど。その辺との違いがよく分からないので。住民登録していない。住民票はどっかにあるわけだから。持っているはずだよ、150人なんてものは。すみません、150人の中で何人か、例えば、こうですよというふうに言ってもらえば分かりやすいので。例えば、分かりやすい例で3点ぐらい言ってよ。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 申し訳ありません、ちょっと具体的な話は、後で報告します。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今の説明を聞いていて、ちょっと1つ疑問が起きたんですが、これは本市に住民登録されてはいないんだが、現に居住している者が該当するというわけなんですよ。ならば、本市に居住した期間、何日間居住すれば、この条例に該当するんでしょうか。まさか2日、3日で該当するわけじゃないと思うんですが、この辺のところ具体的にはどうなんでしょうか。1か月とか、2か月とか、1年とか、何かあるんじゃないかと思います。その期間についてお伺いします。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） ただいまの質問、特に期間の指定というのはないかと思います。本人が来て、こちらのほうに住所を登録したいということでの話ですので、その期間的な件については特に規定のほうはございません。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それで、本人の申出によってこの条例に該当するということなんですか。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） そのとおりでございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 中山議員の質問のちょっと補足的な確認になるんですけども、住民登録をそもそもしていないと、正当な理由がなく住民登録をしていないということはちょっと法に触れるんだと思うんですけど、その中で、例えば、正当な理由というのが調べると幾つかあって、1年以内に元の住所に戻ってくるとか、進学によって一時的に親元を離れるとか、あと、出張や単身赴任とか、そういうことをされている方が含まれていて、単純に住民登録をしていない、住民票を移していない方というのはそこに含まれていないんですか。ちょっとこの辺が分かりづらい気がして。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 例えば、元夫からの暴力、DVとかでこちらのほうに逃げてこられた方というのは、実際は住所のほうは向こうで、跡をつけられてしまいますので、そういった方については未登録ということになりますので、はい。

以上です。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） DVとか、そういったことに関しては社会的にも正当な理由として認められるのかなと思うんですね。いろいろ、多分言葉を選ばなきゃならないので、難しいのかもしれないんですが、そういったこと含まれないような方、住民登録から逃げているというか、住民登録をなるべくしたくないというような方というのもそこに含まれているんですか。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） そういった方については、多分そもそも窓口のほうには来られないかと思いますので、そういった方については未登録ということでの、登録はされていないかと思います。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 例えば、いわゆるDV関係で、相手方に対して暴力、あるいは子供に対して暴力というようなことで、どうしても一緒にいられないということで、自分または子供を保護するために別自治体に行っているけども、そこで、簡単に言うと、住所登録するといろいろ検索されて探されちゃうので、登録しないということについて、そういう方もこの市の様々な制度で、市の持っている、そういう福祉とかサービスの事業が受けられるようにするというような考え方でよろしいですかね。そういう方も該当になるという。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 平塚議員おっしゃるとおり、DV等で未登録ということで、住所のほう実際は移さないで、こちらに登録ということで、そういった方々いらっしゃいますが、そういった方については、いろいろと施策のほう、対応にはなるかと思しますので、はい、平塚議員のおっしゃるとおりです。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） すみません、もう一つ今また疑問が生じたものですから、1点お伺いしたいのですが、この住登外者の権利と義務についてお伺いしたいんですよ。例えば、権利というのは、行政からどのようなサービスを受けることができるのか。今度は、義務というのは、多分納税義務か何か、そういうものはあるのかないのか、その辺の権利と義務についてお伺いします。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 住登外者の納税義務について説明したいと思うんですが、本市に住所がない方で、実際に本市に居住を構えている方、会社員などは、本市のほうに給与支払報告書等々来まして、その方については、本市の住民登録はないんですが、住民税については課税をするという例はございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それは先ほどの150人という数字の中に入っているんですか。何かそれはまた別にあるんですか。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 恐らく含まれているんだと思います。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今回は了解しました。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 未登録の関係につきましては、後日詳細に資料のほう作成して皆様にお配りしますので、よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） ちょっと簡単な質問で、これ、附則に「この条例は、公布の日から施行する」と。公布の日というのはいつ頃なのでしょう。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議決がされますれば、議会事務局から市長部局のほうに「議決しました」という通知が来ます。その通知を受けて市長が署名をし、公布しますので、速やかに

その後公布になる予定でございます。今日議決して、今日公布ということは多分ならないです。近いうちにすぐ公布することになります。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第18号 那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第6 議案第19号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第6 議案第19号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の

簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、関係条例の引用元となっている法律に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 6 議案第 19 号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第 7 議案第 20 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第 7 議案第 20 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 20 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、仕事と育児・介護を両立できるよう、雇用環境の整備などを講じることを目的として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことや、国家公務員の「仕事と生活の両立支援の拡充」を目的として人事院規則が改正されたことに伴い、本市条例においても国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の改正をするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

初めに、条例改正の目的についてでございますが、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護を理由とした離職を防止する措置の強化を図るため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されましたことから、地方公務員においても同様の措置を講ずるため、条例改正を行うものでございます。

条例案の詳細につきましては、お手元の議案書1ページ目をお開きください。

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条では、特別休暇の種類や期間等について定める別表第1及び別表第2を削除することに伴い、引用部分を削除するものでございます。

1ページ目下段から2ページにかけて8条の4では、時間外勤務等が制限される対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するよう改正するものでございます。

2ページ目中ほどの第12条の年次有給休暇、3ページ目の第13条の病気休暇、第14条の特別休暇、第15条の介護休暇、4ページ目の第16条の組合休暇につきましては、国家公務員の場合、人事院規則で詳細等を定めていることから、これに倣うよう構成を見直し、大部分を規則へ移動するよう改正するものであります。先ほど申し上げましたとおり、これに伴い、別表第1及び別表第2は削除いたします。

次に、17条の2では、介護を理由とした離職を防止するため、任命権者が新たに講ずる措置として、配偶者などの介護を必要とする状況に至った職員への意向調査や、40歳に達する職員に対し、仕事と介護の両立支援制度について周知を行うこととしております。

また、17条の3では、職員に対し、仕事と介護の両立支援に関する研修の実施や相談体制

などの勤務環境を整備することについて規定しております。

最後に、附則でございますが、第 1 項では本条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日としております。

ただし、第 2 項では、3 歳から小学校就学前の子を養育する職員が、本条例の施行日以降に勤務時間等の制限を開始する場合、その請求については公布の日からできるよう経過措置を定めるものであります。

次に、第 3 項、第 4 項では、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例及び那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例については、特別休暇の詳細等を定める別表第 1 を削除することから、その引用部分を規則で定めるよう改正するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） この条例が変わるということですが、過去に、この条例に当たらずに、育児、介護等で退職されたという職員はどれくらいおられるか把握しておりますらば、よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市になってからは、そういった職員の該当はございません。

以上です。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） 了解です。

○議長（青木敏久） 3 番荒井浩二議員。

○3 番（荒井浩二） ちょっと参考までに教えていただきたいんですけども、こちらの中に「要介護者」という単語、タームがありまして、そこに「配偶者等」という言葉もあるんですが、この範囲について教えてください。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 明快な回答になるかどうか分かりませんが、介護する場合は、同じ世帯に住んでいる介護もありますし、別居していても御両親などを介護する場合もございますので、そういったものを含めて要介護という状況になるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 3 番荒井浩二議員。

○3 番（荒井浩二） 例えば、パートナーとか、あと、内縁の方とか、そういった方も含ま

れる、そういう認定とか、そういったものって審査とか調査、何かそういったものというのがあるんでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 制度を利用する場合には、正式な請求書、届出が必要になりますので、その中で確認をすることになります。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 質問させていただきたいと思います。

別表1のほうを削除して規則に定めるとあるんですけども、その規則自体は変わっていない、今までどおり使われているものなののでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今までは条例に別表ということでそれぞれの休暇を定めていたんですが、今度、規則のほうにそれを定めることになりますので、同じような規則がございますので、その一部改正ということで、その中に別表第1と別表第2を載せるような手続になると今のところ予定してございます。

○議長（青木敏久） 質疑はございませんか。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 4ページの7章、雑則の部分で、17条の2のその2です。「任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に属する年度（4月1日から）」と書いてあるところ、40歳にした理由を教えてください。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） これに関しましては、基本的に本市独自というよりも、市長の提案理由にもありましたとおり、今回、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、その中で40歳以上というような対応になってございますので、本市におきましても40歳ということで規定したところでございます。

○議長（青木敏久） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 了解。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 7 議案第 20 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第 8 議案第 21 号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第 8 議案第 21 号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 21 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、当該法律を引用した箇所について所要の改正を行うものであります。

法改正により、これまでの公務員全般を対象に定めていた規定について、国家公務員等と地方公務員のそれぞれに適用される規定を分けて定めるよう整理がされたことから、引用条文の条項を移動する改正が必要となったものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということで、今、市長の説明で分かったんですけど、実際にこの育児休業及び介護休業、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に伴って、本市においては、要するに休業の取得というのをどんなふうになっていますでしょうか、現状をお知らせください。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、育児休業の対象となった職員という観点から申し上げますと、令和6年度中は男性4名、女性5名、合計9名対象者がいる中で、取得された方は、男性3名、女性5名、8名、全体で88.8%の休業の取得状況でございます。

あと、部分休業に関しては、令和6年度中、取得者は、男性はゼロ、女性は3名、合計3名というような現状でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第21号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決い

たしました。

---

◎日程第9 議案第22号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第9 議案第22号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院勧告における、社会や公務の変化に対応する措置内容に応じ、地域手当の支給など、関係条例の所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、那須烏山市職員給与条例等の一部改正について詳細説明いたします。

本改正は、令和6年8月の人事院勧告、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に基づく地域手当の広域化などの措置内容を反映させたものであります。

議案書1ページ目を御覧ください。

まず、第1条、那須烏山職員給与条例の一部改正でございますが、給与条例第1条の2では、地域手当の支給地域が都道府県単位で広域化されることに伴い、諸手当に地域手当を追加するものでございます。

次に、給与条例第4条第6項では、昇給させる場合の昇給の号数等について、職務の級が6級である主幹級の職員にあっては3号級、7級である課長級の職員にあっては1号級昇給することを標準とし、規則で定める基準により決定するよう改正するものでございます。

次に、給与条例第8条第2項は、扶養手当の支給に関して、扶養手当の支給対象から配偶者を削除するものであります。

また、2ページにかけて、第3項では、扶養手当の月額について、扶養親族となる子供に対しては月約1万3,000円、その他の扶養親族に対しては月額6,500円を支給するよう改正するものでございます。

次に、第5項を新設し、扶養親族の数に応じた支給額の改定や、その他必要な事項を規則で定めるよう規定しております。これに関連して、給与前の給与条例第9条に定める扶養親族に関する規定は削除することといたします。

次に、3ページ目から4ページ目を御覧ください。

給与条例第9条の2から第9条の3は、地域手当の支給基準及び支給割合等に関する規定を新設するものでございます。本市の地域手当の級地は5級地となり、その割合は100分の4となりますが、後ほど説明する経過措置により、令和7年度は100分の2を支給する割合とする予定でございます。

次に、4ページ目下段から7ページにかけて、通勤手当に関する規定の改正になります。主に新幹線鉄道などの利用に係る通勤手当の支給基準について、運賃相当額の合計が15万円を超える場合の扱いについて追加し、支給額の上限を設けるものであります。

次に、7ページ目の給与条例第16条では、勤務1時間当たりの給与額の算出について、地域手当が新たに支給されることに伴い、算出手当において地域手当の月額を含むよう改正するものであります。

次に、給与条例第16条の4では、特別職員特別勤務手当の支給対象について、緊急の必要により、午前10時から翌日の午前5時までに、正規の勤務時間以外に勤務をした管理職員に対し管理職員特別勤務手当を支給するよう改正するものであります。

次に、8ページ目の給与条例第17条及び第17条の4では、期末勤勉手当に地域手当が新たに支給されることに伴い、基礎額の算出において地域手当の月額を含むよう改正するものであります。

8ページ目下段から9ページ目を御覧ください。

給与条例第18条では、休職者の給与について、地域手当の支給に伴い、休職者の給与に地域手当を追加するものであります。

以上が第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正の内容でございます。

次に、第2条、那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。こちらは地域手当が新たに支給されることに伴い、給与の種類などの規定に地域手当を追加するものであります。

次に、10ページ目の第3条、那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。こちらは地域手当が新たに支給されることに伴い、給与の種類などの規定に地域手当を追加するとともに、扶養手当の支給対象については、給与条例の適用を受ける市職員の例によることとし、規定を削除するものであります。

次に、10ページ目下段から12ページにかけては、第4条、那須烏山市一般職の任期付職

員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。こちらは特定任期付職員などに支給される手当に地域手当を追加するものであります。また、給与条例においても、住居手当の条ずれが生じたことに伴い、給与条例の引用先を改正するものです。

12ページ目中段から14ページにかけては、第5条、那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。こちら地域手当が新たに支給されることに伴い、給与の種類などの規定に地域手当を追加するものでございます。

なお、会計年度任用職員については、地域手当の支給対象をフルタイム会計年度任用職員のみとしております。

14ページ中段の第6条、那須烏山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。こちらは、新たに地域手当が支給されることに伴い、懲戒処分時の減給計算に地域手当を含むように改正するものであります。

次に、第7条、那須烏山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。こちら地域手当が支給されることに伴い、諸手当に地域手当を追加するものであります。

次に、15ページ目の第8条、那須烏山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正及び第9条、那須烏山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正でございます。こちらは、休業した際の給与の減額の規定について、地域手当の月額を含むよう改正するものであります。

16ページ目を御覧ください。附則でございます。

施行期日等ということで、本条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項では、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間中に、扶養手当の支給対象に配偶者を加えるとともに、子供に対する扶養手当の支給額は1万1,500円、配偶者については3,000円とするものであります。

第3項では、地域手当の経過措置について定めております。先ほど申し上げたとおり、本市は5級地となり、本来は100分の4を支給割合とするところではありますが、令和10年3月31日までの間は規則で定める割合を乗じて支給することとし、本市においては令和7年の地域手当の支給割合を100分の2とする予定であります。

最後に、第4条は、今回の改正に伴う詳細な運用規則は規則で定めることとしたものでございます。

以上で、那須烏山市職員給与条例等の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この改正によって地域手当の該当者というのは何人ぐらいになるのか、もう一つ、この改正によって職員の人件費等がどれぐらい増額、というか、増えるのか、その2点お伺いします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、当初予算の議案書の中に給与費明細書というのがございます。その中に今回の地域手当の区分を設けてございます。一般会計の職員で申し上げますと、地域手当のそこに記載した、議案書の104ページ、当初予算ですが、地域手当は239名が対象となります。

また、影響額でございますが、やはり給与費明細書の102ページ目に制度改正による地域手当の増額分がありますが、全体で1,939万5,000円が一般会計で増になる予定でございます。特別会計も含めると、2,102万2,000円が増になる予定と見込んでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 給与条例のほうの説明をいただきました。金額等々のことが多かったんですが、ちょっと一、二点確認したいことがあるので、質問させていただきたいと思います。

ページ、7ページになるんですけども、16条の4、管理職員特別勤務手当というところで、金額が多いんですが、こちら時間が、午前零時から午前5時までが、午後10時から翌日の午前5時と、この2時間の変更の違いというのはどういうことなのかということをお知らせいただければということと、これ、管理職員特別勤務手当とあるんですけども、管理職手当とは違うものなののでしょうか。違うものならば、管理職手当とかの現状とかを教えていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） お答えいたします。

まず、今回の改正は国家公務員に準じた改正になりますということで、まず、申し上げたいと思います。

一般職員の時間外手当の夜間勤務というのは、午後10時から翌日午前5時までと現在なっております。結果的には、管理職員の管理職員特別勤務手当につきましても、深夜零時の夜間勤務手当と同じ時間帯、午後10時から翌日午前5時までとするような改正になって、同じような状況になるということでございます。

また、管理職員特別勤務手当と管理職手当というものがあるんですが、これはまた全く別なものでございますが、管理職手当につきましては、平成24年度ぐらいから今現在定額支給と

なって、今まで改正はしてございません。現状がどうなのかというところでございますが、県内の市町で比較すると、市では、他市と比較しても、参事職で見ると、県内平均値でほかの市町の主幹級程度になっているのが現状でございます。これに関しては、令和3年3月の総務企画常任委員会、また、令和4年の2月の議員全員協議会においても、それらについての改定も必要かということで現状の説明をさせていただいた経緯がございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） そちらの管理職手当の説明もありがとうございました。

今ありましたけれども、今後こちらの管理職手当についての改正についてお考えはあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現段階におきましては、管理職手当そのものを改定するということは懸案事項として把握してはございますが、今後それらのものを、今回の御意見等も踏まえて、一度常任委員会等におきましても説明をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 今、給与法の一部改正とかいろいろあります。今後、三役の給料、議員報酬の改定とかもございます。総合的に改定とかも報酬委員会等で、審議会等で答申されております。今後、市役所の職員の方まで、全ての手当等も県内の支給状況を精査の上、検討していただければと希望します。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市職員給与条例の一部改正ということで、今回この地域手当というのが全国的に進められるということで、3ページの第9条の2、地域手当、1級地、2級地、3級地、4級地、5級地ということなんですが、おおむねどの辺、都道府県単位ということでございますので、それぞれの県がどこに該当するのかというのが大きな一つです。

それで、先ほど、本来この規定でよりますと100分の4の対象になるわけなんですけども、当面、本年4月1日からは100分の2ということで、これが令和10年3月31日からは100分の4になるという理解でよろしいですかね。そこのところもう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 全国の等級地がどこに当たるかというのは、すみません、正確に手持ちの資料で分からないので、この中の一番下である5級地は、栃木県全域がここに入るということをまずお答えさせていただきたいと思います。

また、100分の4に至る間に経過措置として当分は100分の2ということでございますが、これにつきましては、今後の財政状況と、あと、那珂川町、南那須地区広域行政事務組合、そういったところとの均衡も図りながら、この経過措置の期間中によく検討してまいりたいというふうに考えてございます。この期間終わって100分の4になるのかというところでございますが、現段階ではちょっとまだ検討中ということでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 後でこの1級から5級までそれぞれ都道府県が分かれば教えてください。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 1級地は、東京都特別区、2級地は、横浜市、大阪市、3級地は、神奈川県、大阪府、さいたま市、千葉市、名古屋市など、4級地は、愛知県、京都府、そのほかに仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市、5級地につきましては、茨城県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県、札幌市、岡山市、高松市などでございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 先ほどの総務課長の答弁からちょっと何点かお伺いをしたいと思います。

2%にするということ、これは、課長、予定だと言っていましたね。予定は未定にして決定にあらずですから、決定ではないんですね。これが1点。まず、令和7年度は2%で、これは決定なのか、その辺についてお伺いします。

それと、予算書を見ますと、この職員手当の中に配偶者手当というのが載っていないんですが、現にですね、今、配偶者手当の受給者というのは職員の中にいないんでしょうか、該当しないのかどうか、2点目。

もう一点お伺いします。配偶者といえば、これは夫の場合もあるし、妻の場合もあるわけなんですが、配偶者は自宅にあって炊事洗濯と相当、妻の場合ですと、夫のために尽くしているんだからこそ、夫はその職務に専念ができるという意味で、私は配偶者手当を、これ、3年後にゼロにするなんていうのはもってのほかじゃないかと思ったんですよね。この辺のところ、まず、市長または副市長、どう考えていますか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、地域手当の100分の2につきましては規則で定めることになりますが、今回議決されました、100分の2ということで決定することで進めております。また、当初予算につきましても100分の2で計上しているところでございます。

それから、扶養手当に関しましては、配偶者手当というよりも、扶養手当の中に一括して全て入っておりますので、配偶者手当として抜き出してはしていないということで御理解願いたいと思います。人数については、後でお調べして回答したいというふうに思っております。

また、配偶者手当は特に削るべきじゃないんじゃないかという御意見ありがとうございます。基本的には国家公務員の給与改定に準じて、人勧で示されているところで規定しておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 南那須地区広域行政事務組合のほうでも堀江議員からそういう御質問がありましたが、同じように、国で定めてきたことなので、私どものほうで急に变えてというのはちょっと難しいのがあります。

ただ、国の方針としまして、女性にも働いてほしい、要するに二馬力で働いてほしいというので、保育園とか、そういうところの充実をさせているところだと思いますので、そのために、配偶者というよりは子供に手当のほうを上げていくということで今しているみたいなので、国の方針がそのようになっているんだと思います。

後々やはりどういうふうにしていくかという方針が変わっていけば、また変わってくる場合もあるかと思うので、ちょっとその辺、私のほうでは個人的な意見は言えないことなのかなと思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 2点分かりました。

この配偶者手当ですが、これは人事院勧告ではそうだったかもしれませんが、それは国ではそのような方向を示したかもしれませんが、現に、私も職員として勤めた時代がありますが、やはり妻が自宅にいて夫のために様々な仕事をしてくれる、だから、専念できたんですね。それは変わらないと思うんですよ、今も。にもかかわらず、なぜ配偶者手当をゼロにするのか。この条例というのは、条例は那須烏山市として制定するわけですから、これは市長の判断でもって「いや、これは廃止すべきではない」とすれば、現在のままか、さらにまた引き上げるこ

とも可能ではないかと思いますが、この辺のところ市長どう考えますか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 国に準じたほうに今のところは方向を切っていますので、申し訳ありませんが。後々どのように変わるかはちょっと分かりませんが、今のところはこのように対応させていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 不本意であります。残念。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと教えてください。この地域手当、市民にとって見ると、議員とか市の職員の給料が上がるとかいうやつに対して、賛同してくれる人もいれば、何だということがあるので、確認の意味で教えてください。

地域手当で、これは純粋に給料アップという認識ですよね。これは全国で該当しないところってまだあるのかどうか。さっき県とか市の話をしていたんですけど、これはどこも、この手当はもう支給するのかどうか、それをまず確認したいです。

それと、この地域手当の分で、うちの市というのは、市の全体の給料というか、幾ら財政的に負担がかかるのかも教えてほしいです、全体でね。

それと、さっき等級の場所をちょっと教えてもらったんですけども、東京とか都会のほうが高いので、多分物価も含めて厳しいやつに対してこういう地域手当で報いるんだというふうに思ったんですけど、地域でいうと寒冷地手当ってあるよね。栃木県はない、多分該当しないのかな。そうすると、寒冷地手当も出るけど、地域手当も出る県があるということだよ。そういうことだよ、多分ね。ということなので、全体にどのくらい上がるのか、平均でね。それで、それが市の財政にどれだけ負担かけるか、教えてください。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 等級地に係らない地域については、地域手当が支給されない地域もあるというふうに理解しております。

また、栃木県、5級地です。もう前から地域手当、栃木県内の中でも支給されていたところあったんですが、今回は栃木県全域で5級地ということで支給対象となりました。

100分の2%の地域手当によって、特別会計も含む全体では、先ほどもちょっと申し上げましたが、2,102万2,000円程度の増額になる見込みでございます。

以上であります。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） オーケー。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。よろしいですか。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 9 議案第 2 2 号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 2 号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第 1 0 議案第 2 3 号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第 1 0 議案第 2 3 号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 2 3 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市消防団のうち、志鳥下・中・上地区を管轄する第 6 分団第 1 部及び第 2 部を一つの部に統廃合し、第 6 分団の定員を 1 3 人削減することに伴い、団員の定員を 6 0 3 人から 5 9 0 人に変更するための所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 第6分団の第1部ということで、地元なので、質問させていただきます。

現在の定員は、多分第1部が、可搬じゃなくてポンプ車なので、16名で、第2部が可搬なので、13名だと。29名で、現在これ、29名が13名減ということで16名となります。そうすると、今現在16名以上団員がいると思うんですが、その経過措置というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 第1部の志鳥下・中、第2部の志鳥中・上、それぞれ16人定数、13人定数、議員おっしゃるとおり、ポンプ車両が16名、小型ポンプは13名の定員でございます。これは今現在2台ありますが、基本的には消防ポンプ車両を1台抱えるという、16名の定数としてカウントしてございます。実際に現在では23名の団員が実数としてはおりますが、現段階におきましては、今回、団員の入替え等がございまして、実質19名の体制で当分やっていくということで考えてございます。

なお、ポンプ車両と可搬のポンプ車両につきましても、当面2台そのまま継続して使っていくということで考えております。

以上です。

○議長（青木敏久） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 当面の間は19名で、1部と2部という形ではなくなるけど、多分合わせて1部という形になるんでしょう。そこで19名で一緒に活動していくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議員おっしゃるとおり、19名で1部の中で活動していくということでございます。

○議長（青木敏久） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 先ほどの中で消防自動車2台活用していくということで、当面の間でしようけども、志鳥の今現在の第1部の車両は大分古いと思うんですが、これから先どのような形で、更新していくとかいろいろ、そういう条件があったのかないのか教えてください。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 当然志鳥の1部・2部でございますが、消防車両の更新時期がず

っと来ておりましたが、統廃合の関係があったので、保留の段階でずっとおりました。したがって、今後、統合したことから、改めて車両更新についての見直しを検討しながら、早い段階での更新になるかどうかでございますが、一度整理させていただいて、調整したいと思います。2台使うといっても、消防ポンプ車両1台残すことになりますので、更新時期が必要であれば、その際に計画に乗せて今後更新していくという方向で考えたいと思います。令和7年度の当初予算については、ポンプ車両の更新は志鳥は入っておりませんので、お答えしたいと思います。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

1 番高木洋一議員。

○1 番（高木洋一） 先ほど滝口議員からの質問にちょっと絡むんですけれども、統合することなんですが、詰所の場所とかは、そこら辺はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現段階の詰所を、詰所というか、車庫を当分は利用します。いずれ、消防、部の御意向としては、志鳥地区公民館に詰所、車庫を新たに造って、公民館を詰所代わりに利用しながら検討していきたいという御意見が出ておりました。これはまだ実現的な話ではないので、そういった御意向を踏まえながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第23号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第11 議案第24号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第11 議案第24号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年10月に開催された那須烏山市地域公共交通会議において議決した那須烏山市自家用有償バス再編方針に基づき、市営バスの収支改善を図るため、便数見直しの一環として、12月29日から1月3日までを運休日とする、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市自家用有償バス関係でございますが、休業と言うんですかね、運休日を1日のほかに12月29、30、31、それと1月2日、3日というふうに追加したいということでございますが、乗降客が少ないというふうなことになりますけども、どうなんでしょうね。実際にどのような利用状況なのかちょっとお知らせください。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 令和6年度の12月29日から1月3日の利用者数、こちら線ごとにお話をさせていただきたいと思います。

まず、烏山高部線ですけれども、こちら13名です。それと、市塙黒田烏山線、こちらが23名の利用状況というふうになっております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） これは12月29日から1月3日までの合計という理解でよろしいですか。はい。それでも利用者がいるということなんですが、実際にこの期間にこれが利用できないとなった場合に、医療機関とか、そういう関係に利用されているような問題があるのかないのか、その辺の調査はされましたか。

それと、実際にその沿線の、簡単に言うと、住民の皆さんの、こういうような改善に向けて、改善なのか縮小なのか、それは分かりませんが、利用者も含めて、いわゆるその分を運休したいというような説明というか、打診をされましたか。これ、いきなりだと何か問題が起きてまずいと思いますので、ちょっとお願いいたします。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） まず、年末年始の病院と公共機関とか、そういったもの、施設についての利用ということですが、そちら内部で、調査というか、利用状況は確認をしましたところ、あまりないということです。

そういったもので、人数が少ないところからの、今回公共交通会議の中で有償バスの路線の変更の方針というのを outsizing いただいています。その中で、利用期間が、利用者が少ないところを見直しまして、見直すことによりまして持続可能な有償バスの運営・運行、そういったものを目指しておりますので、年末年始、利用人数が少ないところを優先して、まず、本数を減らさせていただきました。

あと、周辺の方々への周知ということですが、その公共交通会議の中で自治会の代表の方も入っていただいております。それと、市民の方につきましても、広報等で周知をさせていただいておりますので、そちらで御確認いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 現在利用されている方も含めて、いわゆる、そのような変更を考えているというのはそれなりに理解いただいているという理解でよろしいですかね。その辺もう一回確認したいと思います。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 失礼いたしました。そのようなことでございます。理解しているということです。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ちょっと確認なんですけれども、これ、有償バスの運行日が、運休のときは、デマンド交通とか、タクシーとか、そういった公共交通としてカバーするというこ

となのかということが1点と。

あと、これ、2項のほうで、現行のほうで「前項の規定にかかわらず」とあるんですけども、この運休日でも改正後は必要であれば動かせるという理解でいいですか、ちょっとごめんなさい、文言の確認なんですけど。

この2点お願いします。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 今荒井議員おっしゃったとおり、デマンド交通の利用ということで、そちらのほうも利用可能ということになりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、第2項のほうの臨時有償バスを運行するということにつきましては、こちらの項のとおりでございますので年間、臨時的に動かすということは可能でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） よろしいですか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まず、運休することによってどの程度経費の削減になるのか。

また、例えば、こういうふうにできるかどうか分かりませんが、宇都宮なんか行くと、ラッピングのバスなんかがございますよね。今多分何のラッピングもしていないんじゃないかなと思うんですけども、それが広告とまでいかなくても、例えば、那須烏山市の山あげ祭のPRとか、そういうようなのも考えながらやってみれば、少しでも市のためにプラスになるような形、努力をしてみて、収入が少ないんだわということで運休だと、ただ人がいないから、運休なんだわでは納得ができないなと私はそういうふう思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） まず、1点目の経費の件でございます。先ほどの利用者数の方々の、年末年始運休するということで、令和6年度の状況からしますと、約1万3,000円の収入の減ということになります。さらに、運休によりましてバスが当然ストップ、動かない、動かすことはないということです。それに伴います経費の削減が約31万3,000円です。差引きで30万円の経費が浮くということで試算をしております。

それと、ラッピングバスとか、そういった広告等につきましてのお話をいただいたんですが、内部でもラッピングバスにつきましては、先日テレビ報道、テレビで市営バスが流れたんですが、一般のワンボックスカーとか、それが走ってくるようなイメージしかありませんので、やはり目立つようにしなくてはいけないのかなというところで、内部でも今広告を含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 12番 洪井由放議員。

○12番（洪井由放） できるだけサービスは多く、庁舎40億円もかけてやれるぐらいだったら、こんな30万円ぐらいのやつを節約することはない、私はそういうふうに思います。

○議長（青木敏久） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第24号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、午前中に行われました議案審議に関し、執行部より追加答弁がございます。

大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 先ほど荒井議員からデマンド交通についての年末年始の業務についての御質問がありましたが、私、「タクシー」と言うところを「デマンド交通」と答弁してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

デマンド交通につきましては、年末年始6日間については休みとなりますので、タクシーで

の御利用をということでの説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案第22号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、中山議員から、扶養手当の中で配偶者の人数は何人いるかというお話でしたが、今年度に関しては22名の職員がおります。

以上です。

---

◎日程第12 議案第25号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び  
災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第12 議案第25号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法の施行がされ、栃木県では令和7年4月から運用を開始する予定であることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、盛土規制法により一定基準を超える盛土等が許可対象となり、災害防止のために必要な許可基準が設定されることから、盛土規制法による規制内容と重複している災害発生防止関連規定について条例から削除するとともに、許可制度の見直しをするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 条例は別に質問ありません。

参考のため、お伺いしたいんですが、もう何回もこの話は新聞に報道されているんですが、土砂搬入、埋立ての関係なんです、これは土砂条例に違反した疑いで刑事告訴していますね。これ、現在どうなっているんでしょうか。現在の状況と今後の見通しについてお伺いします。

○議長（青木敏久） 中山議員、今の御質問と申しますか、問合せなんですが、条例の審議と違うところがございますので、後ほど執行部においてお答えいただくということによろしいでしょうか。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案第25号の市土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正ということでございまして、先ほど市長のほうから提案理由の説明がありましたけども、静岡の土砂災害で大変悲惨な事故、事件と言ったらいいのかな、いうものが発生して、見直しがされたということでございますが、今回この提案の中身は、盛土等による災害発生防止関連の規定が盛土規正法に追加されたために、本条例に規定されている内容を削除したということですね。2つ目は、土壌汚染の確認について、県条例において許可制から届出制に見直しをすると、本市条例においても同様の見直しを図ると、こういうことだと思うんですけども、規制が緩和になると、さらにあのような事故、事件が発生されては困りますので、その辺は明確に、それぞれ上位の官庁関係で盛土の災害発生が起きないように対策が取られるということを踏まえての今回の改正というふうに受け取ってよろしいのかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 現在も土砂の埋立てとか、そういったものにつきましては関係各機関と緻密な連絡等を取っております。今回の改正後につきましても同様な連絡体制、情報の共有ということは以前と変わりありませんので、引き続き関係機関と連絡調整を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 神長の残土の処理についてもあのまま放置されているという状況でございまして、あれがいつ何どきまた下のほうに崩落することがあるかもしれないという状況が続いております。そういうことが、市内においてそのような発生がないように、いわゆる上位官庁や警察と連携を取りながら、厳しく対応していただきたいというふうに思います。

以上。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認なんですけども、今回の条例改正は、第2条の5を読むと、「市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等事業による土壌の汚染の防止に関

する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策について、情報の提供」、要するに市のほうは県のいろいろ縛りを受けて云々というふうに捉えるんですよね。だから、市が積極的に責任持ってやるというよりも、県のほうの、上位のほうがこれを縛るよというふうにとられるんですけども、いろんな今起きている事情を見たら、ああいう乱暴なことが起きないように条例改定というふうに読むのが当たり前なんだけど、あんまりそういうのは伝わってこないの、具体的にこういう歯止めが入ったので、この条例がそうです、この条文がそうですよということを、もう少し詳細を教えてくださいませんか。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 条文を1項ごと説明するとかなり長くなってしまいますが、ということなんでしょうか。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 要は、今までのやり方ではやっぱり起きてしまうのを、それを市はこういうことで網かけしていますよというところをもう少し詳しく説明してねという意味。

○まちづくり課長（大鐘智夫） まず、県と市町村、本市との、基本的な考え方は一緒なんですけども、面積要件が違っております。本市の場合、500平米以上から3,000平米未満、そういった当該土地がその面積であれば、本市の条例に基づいての対応になります。3,000平米以上のものについては栃木県の条例ということになりますので、まず、そこが大きく違っております。

それに基づいて、3,000平米以上でありましても、市についてはそういった情報がなければ動けない、監視もできませんので、情報交換等は、共有はさせていただいております。今後も引き続きそういうことになると思います。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今の説明聞くと、何か規制緩和でそういうのが、県がやっているよみたいな感じになって、そういうふうに捉えることになってしまうので、本当に市民を守るような、そういう条例になっているんだろうかという心配があるので、そうではないよということを伝えてほしいんだよ。それはこの条例を読めば分かるでしょうという、そういう言い方だよ。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 今回の条例の改正については、現行の、まず、条例なんですけれども、一つは災害発生の防止について、これが許可制でなっております。もう一つが土壌汚染の防止について、これは届出制になっております。

災害発生の防止については、これは国の盛土規制法というふうになりますので、本市の場合、

土壌汚染の防止について、こちらの届出制のものについては現行のやり方とは変わりありませんので、緩和されているということではありませんので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 理解はあんまりできないんですけど、要は、今のものと変わらないんですよと、今起きている現象がいろんな不具合が起きているので、そこは一体誰が責任持ってやるんだいという、乱暴な質問するとすれば、そういうことなんです。それは市なのか県なのか国なのか。そうでないと、市のほうでもここまで見る権利が与えられていますよとか、そういうことがないと、ただ黙って見ていて、おかしいじゃねえかというだけの規制では今起きている現象が止まらない、止まるとは思えない、そういう意味なので、そこを安心させてもらえるような説明にならないのかなと、そういう質問だけど、大丈夫ですか。諦めてよという答えもあるのかもしれないけど。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 先ほどのお話と重複するんですけども、災害発生の防止についてですけども、土砂が崩れるとか、そういったものについては国のほうで、全国一斉な、同じ条例の下で規制されるということになりますので、より一層国の管理、監視については厳しくなってくるということになります。

ですので、各自治体、市町については、今度は土壌汚染、そちらのほうのより専門的な監視になりますので、責任ということになりますと、いろんな条件等、事案があるかと思うので、決まりきった言い方で申し訳ないんですが、法にのっとった、どこがどういうふう to 責任を持つかというのも各条文で示されておりますので、それにのっとって手続等を進めていくことになっていくかと思います。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 終わりか。頑張ってよ。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第25号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第13 議案第26号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第13 議案第26号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大規模な自然災害により、既存の一般廃棄物処理施設では処理できない量の災害廃棄物が発生した場合において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の災害廃棄物処理施設としての活用を図ることができる特例を適用するため、条例で定めるべき事項について整備するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議案26号でございますが、先ほど25号と同じような、関連かな、関連することもあるのかなと思うんですが、市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改

正ということでございまして、大規模な自然災害等の、非常災害時に発生する災害廃棄物を円滑、迅速に処理するための改正ということだと思っておりますけれども、簡単に言うと、今回の改正で、私ども那須烏山市においては度々大水害や台風等の被害を受けてきましたけれども、今回の条例改正に基づいて大きく変わる点は何なのかということなんですが、そのところ説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 今回の改正につきましては、今お話のあったとおり、水害などの大規模災害によりまして一般廃棄物処理の施設では処理できない量の廃棄物が発生した場合に、それらを早く処理するためにはどうしたらいいかということです。

改正前につきましては、国も改正はしているんですけども、市が県にその許可ですね。令和元年東日本台風を例にしますと、大桶運動公園などに畳とか、家具とか、そういったものを本市でも置いておいたと思います。そこで、破碎をしたり、分別をしたりする際には、一般廃棄物処理ということになりますので、許可が必要になります。その許可に対して、市から県へ申請した場合、約30日かかるということで、国の法律においてそれを短縮することができるということで、1日から短縮できることになりました。

ただ、市の条例がまだ整っていないものですから、市が県に提出する書類の中で生活環境影響調査というものがございまして。それについてはやはり1か月かかるということで、国が短くした意味がないではないかということで、今回市の条例におきましても、生活環境調査を市の、市長の考えにより1日にできるというふうに短縮できるというような条例改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（青木敏久） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第26号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

---

**◎日程第14 議案第27号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○議長（青木敏久） 日程第14 議案第27号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準を参酌する本条例について所要の改正を行うものであります。

主な内容は、まず、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する要件を見直すものであります。家庭的保育事業等は、小規模な施設でゼロ歳児から2歳児までを保育する事業であるため、保育内容の支援や代替保育、卒園後の受皿の役割を担う保育所等の連携施設の確保が必要とされていますが、実情として連携施設の確保が進んでいないことを踏まえ、令和12年3月末まで経過措置期間を延長するとともに、連携施設の確保に代わる要件の追加や代替保育を行う施設の確保に関して要件を緩和するものであります。

次に、栄養士法の改正により、栄養士免許がない者でも専門の養成施設を卒業すれば管理栄養士になるということが可能になったことから、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすこととするものであります。

最後に、十分な職員を配置して子供を安心して預けられる環境を用意するため、満3歳以上の児童を受け入れる際の保育士等の配置基準を見直すものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理

由の説明いたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第27号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第15 議案第28号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第15 議案第28号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等

の運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準を参酌する本条例について所要の改正を行うものであります。

主な内容は、先ほど議決をいただきました議案第27号と同様に、特定地域型保育事業における連携施設の確保について、令和12年3月まで経過措置期間を延長するとともに、連携施設の確保に代わる要件の追加や代替保育を行う施設の確保に関して要件を緩和するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第28号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第16 議案第29号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第16 議案第29号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理

条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 29 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、つくし幼稚園で実施している教育時間の終了後や長期休業中に保育を行う預かり保育について、にこにこ保育園と統合後のなすからこども園においても引き続き実施することに伴い、条例中に預かり保育の実施に関して明記するため、所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案の理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） 改めて質問申し上げます。

預かり保育というのが今回新たに設けたんですが、この預かり保育の時間というのは何時から何時まで予定しているのか。

それと、保育料、これ、条例を見ると、市長が別に定めるとなっているんですが、この保育料について時間当たり幾らなのか。

それと、もう既に実施しています預かり保育と延長保育、一時預かり保育、この 3 つあるわけなんです、それぞれの利用の推計人員についてお伺いいたします。何人ぐらい利用する考えなのか。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

まず、預かり保育の時間と保育料ということでございますが、預かり保育の時間は、月曜日から金曜日までの午後 2 時から午後 5 時までの 3 時間となります。

利用料金につきましては、1 日につき 400 円、月単位では 5,000 円ということで、月に 13 日以上利用しますと、月単位料金になるということでございます。

続きまして、預かり保育、延長保育、一時預かり保育のそれぞれ年間の推定利用人数ということでございますが、預かり保育、今つくし幼稚園のほうで実施しております預かり保育につきましては大体 1,300 人程度、延長保育はにこにこ保育園、すくすく保育園で実施しております、にこにこ保育園では 130 人程度、すくすく保育園では 160 人程度になります。一時預かり保育につきましては、にこにこ保育園で 50 人、すくすく保育園で 6 人を見込んで

ございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第29号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第17 議案第30号 那須烏山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第17 議案第30号 那須烏山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 30 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準が見直され、劇場等の客席に係るバリアフリー基準が新たに定められたことから、引用条文について条ずれが生ずるため、引用箇所の改正を行うものであります。

なお、本施行令の一部改正に伴う本条例の影響はないことを申し添えたいと思います。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第 17 議案第 30 号 那須烏山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第 18 議案第 31 号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第 18 議案第 31 号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及

び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、改正令及び改正省令に準じ、学歴及び学科要件における課程の追加や、水道に関する技術上の実務経験年数の短縮を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正でございますが、改正内容は大体理解したんですけども、布設工事の監督者の資格要件の実務経験なんですけども、半分に緩和となっているんですけども、実務経験が、何年が半分になったのか、さらに、水道技術管理者の資格要件についても半分に緩和というんですけども、これまでの実務経験年数が半分になってどうなるのか、その2点について説明をお願いします。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの御質問についてお答えいたします。

布設工事監督者並びに技術管理者の資格要件の緩和というところでございますが、学科等によって実務経験年数等は若干変わってきますが、具体的に一つの事例として申し上げますと、水道工事に関する技術上の実務経験のみというケースでございますと、これまでであれば10年以上というようなものであったものが5年というような形になるものでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

12番洪井由放議員。

○12番（渋井由放） 少し頭を整理するためにお尋ねをしたいんですが、まず、これは、那須烏山市の上下水道課の職員がこういう資格を持って管理をすると、それじゃないと工事を発注できないよというような理解でよろしいんでしょうか。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの渋井議員のお答えのとおりでございます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうすると、受注するほうはこういう資格は要らないよという理解で、それもよろしいんでしょうか。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 今回の資格要件につきましては、あくまで実務に携わる技術者の経験ということになりますので、そのようなことで御理解いただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 了解しました。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これ、石嶋課長、現在、職員の中でこの監督者、技術者、資格のある職員というのは何名ぐらいいるんですか、それぞれ。

それと、今回この資格要件が緩和されるわけなんですけど、緩和されれば、さらに何名ぐらい増員になる見込みなのか、その辺のところお分かりでしたら、お願いいたします。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの中山議員からの御質問にお答えいたします。

現在の該当する職員の人数ということで申し上げますと、制度の改正前でございますが、布設工事監督者については1名、水道技術管理者については4名。それが改正後につきましては、令和7年4月1日の改正ということになりますけども、布設工事監督者については6名、水道技術管理者についても6名というような職員の体制となります。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第31号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19 議案第9号から日程第26 議案第16号までの令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について、令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第5号）について、令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、令和6年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について、令和6年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第4号）についての8議案については、いずれも令和6年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

---

◎日程第19 議案第9号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）  
について

◎日程第20 議案第10号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

◎日程第21 議案第11号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第5号）について

◎日程第22 議案第12号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正

予算（第 2 号）について

◎日程第 2 3 議案第 1 3 号 令和 6 年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算  
（第 4 号）について

◎日程第 2 4 議案第 1 4 号 令和 6 年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算  
（第 1 号）について

◎日程第 2 5 議案第 1 5 号 令和 6 年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第 3  
号）について

◎日程第 2 6 議案第 1 6 号 令和 6 年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第  
4 号）について

○議長（青木敏久） よって、議案第 9 号から議案第 1 6 号までの 8 議案につきまして、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 9 号から議案第 1 6 号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 9 号 令和 6 年度那須烏山市一般会計補正予算（第 9 号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ 6 億 5,107 万円増額し、補正後の予算総額を 138 億 235 万 4,000 円とするものであります。

今回は、普通交付税、国・県補助事業等の確定に伴う精算や、事業完了に伴う事業費の増額・減額等が生じたことから、必要な補正予算を編成したものであります。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債についてそれぞれ所要の予算を措置いたしました。では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

全体的な事項といたしまして、人件費及び各種事業費の財源不足が見込まれる増額及び不用額の減額を計上しております。差額の剰余金につきましては、財政調整基金、市有施設整備基金、庁舎整備基金、地域振興基金に積立金を計上しております。このうち市有施設整備基金につきましては、今後の公共施設再編に係る財源として活用し、地域振興基金につきましては、国債や地方債による中長期的な運用に取り組み、その運用益を地域振興に係る事業に活用してまいります。

そのほか、各款ごとの主な事項といたしまして、総務費の減債基金積立金につきましては、追加配分された普通交付税について、国からの指示に基づき積み立てるものであります。

総務費のふるさと応援基金積立金につきましては、令和6年1月から12月のふるさと納税による寄附金を基金に積み立てるものであります。

民生費の障害者介護給付、訓練等給付費につきましては、障害者福祉サービスの報酬の改定や利用者の増加に伴い、財源不足が見込まれる給付費を増額するものであります。

民生費の放課後児童健全育成事業費につきましては、放課後児童クラブのエアコンの故障に伴う修繕費等の計上であります。

民生費の生活保護総務費は、令和5年度補助金の精算に伴う償還金の計上であります。

衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費につきましては、令和5年度補助金の精算に伴う償還金の計上であります。

農林水産費の団体営土地改良事業費につきましては、令和6年度分の県支出金が増額となったことに伴い、令和7年度に予定していた農業用ため池防災工事の実施設計業務を令和6年度に繰り上げて計上するものであります。

商工費の山あげ会館運営費につきましては、山あげ会館内の山あげ祭ミニチュア調光器が故障したことに伴う修繕費の計上であります。

土木費の急傾斜地崩落対策事業費につきましては、栃木県が実施する滝田地内の急傾斜地崩壊対策事業への負担金の計上であります。

土木費の防災集団移転促進事業費につきましては、令和6年度分の国庫補助金が増額となったことに伴い、令和7年度に予定していた用地測量等を令和6年度に繰り上げ計上するものであります。

教育費の小学校施設管理費及び中学校施設管理費につきましては、消防点検の結果、修繕が必要とされた消防設備の修繕費等を計上してあります。

教育費の小学校教育振興費及び中学校教育振興費につきましては、破損した物品の更新に伴う備品購入費の計上であります。

次に、歳入であります。

市税の個人市民税現年度課税分につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として実施された定額減税により減収が見込まれるため、現在の徴収状況を勘案し、減額するものであります。

市税の固定資産税現年課税分につきましては、現在の徴収状況を勘案し、増額するものであります。

地方特例交付金につきましては、市民税の定額減税に伴い、減収補填特例交付金を増額する

ものであります。

普通交付税は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、主に事業費の確定に伴う精算であります。

市債は、事業費の精査に伴う追加及び減額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々からいただきました寄附金の計上であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第10号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。

まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ7,951万6,000円減額し、補正後の予算総額を32億4,528万円とするものであります。

歳出の主な保険給付費のうち療養給付費及び高額療養費が見込みを下回ることから減額するものであります。

また、諸支出金では、過年度分交付金の精算による償還金に必要な経費を計上するものであります。

歳入の主な内容は、県交付金等の交付額の確定に伴い、県支出金及び一般会計繰入金を減額するものであります。

なお、前年度繰越金は精算し増額することにより、財政調整基金繰入金を減額いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ136万6,000円減額し、補正後の予算総額を5,405万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、職員及び会計年度任用職員に係る人件費の精査及び医療品衛生材料費の所要精査に伴い減額するものであります。

歳入の内容は、七合診療所の診療収入及び自動車使用料等が見込みを下回ることから減額するものであります。また、前年度繰越金は精算し増額することにより、運営基金繰入金を減額いたしました。

次に、議案第11号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ205万3,000円減額し、補正後の予算総額を5,247万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、高木となった熊田診療所敷地内の樹木の伐採費用を計上し、医薬品衛生材料費の所要精査に伴い減額するものであります。

歳入の内容は、診療収入及び自動車使用料等が見込みより減となったことから減額するものであります。また、医療機器購入に伴う国庫補助金が補助対象外となったことから、国庫補助金を減額いたしました。

不足する財源については、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第12号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2,145万円減額し、補正後の予算総額を3億9,859万円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料の調定額が見込みより減少したため、減額いたしました。

また、保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴い、歳入の一般会計繰入金、歳出の広域連合納付金をそれぞれ減額するものであります。

なお、前年度繰越金は精算し、増額いたしました。

次に、議案第13号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ5,667万5,000円増額し、補正後の予算総額を29億1,506万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費の増額であります。

なお、財源につきましては、国・県支出金及び第1号被保険者保険料をもって措置いたしました。

次に、議案第14号 那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、那須烏山市境財産区特別会計予算の歳入に関し、主に金利上昇により財産収入が1万9,000円増加したことに伴い、基金からの繰入金を1万7,000円減額し、歳出は、補正を行わず、財源のみの組替えを行うものであります。

次に、議案第15号 令和6年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、水道事業会計の収益的収入を629万8,000円減額し、補正後の予算総額を6億1,900万6,000円とするものであります。

主な内容は、給水収益の減額及び消火栓維持管理工事件数の減少に伴う他会計負担金の減額

であります。

また、収益的支出を318万3,000円減額し、補正後の予算総額を6億210万5,000円とするものであります。

主な内容は、取水・浄水施設における動力費の減額及び固定資産の取得・取替えに伴う減価償却費の増額であります。

また、資本的収入を284万5,000円減額し、補正後の予算総額を1億5,269万円とするものであります。

主な内容は、企業債の減額及び配水管更新工事の前倒しに伴う国庫補助金の増額であります。

また、資本的支出を6,217万5,000円増額し、補正後の予算総額を5億9,608万2,000円とするものであります。

主な内容は、配水管更新工事の前倒しに伴う上水道整備費の増額及び企業債償還元金の増額であります。

最後に、議案第16号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を498万5,000円減額し、補正後の予算総額を3億9,887万9,000円とするものであります。

主な内容は、設備改修等が見込みを下回ったため、減価償却費を減額するものであります。

また、資本的収入を637万円増額し、補正後の予算総額を1億4,847万1,000円とするものであります。

主な内容は企業債の減額であります。

また、資本的支出を704万円減額し、2億8,406万9,000円とするものであります。

主な内容は、耐震診断業務委託等事業について、入札差額金が生じたため、不用額を減額するものであります。

以上、議案第9号から議案第16号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を14時8分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 一般会計補正予算からね。43ページの説明欄に、高齢者予防接種事業費が4,000万円、風しん予防接種事業費が67万4,000円、带状疱疹予防接種事業費が507万8,000円と減額になっていると思うんですけども、節のほうのあれを見ますと、委託料が4,588万1,000円となっていますので、大体これと符合するのかなと思われるんですけども、この高齢者予防接種事業費の減額の理由、带状疱疹予防接種事業の減額の理由をお聞かせください。

次に、48ページ、49ページということで、河川費の河川総務費で、説明の欄に急傾斜地崩壊対策事業費というのが200万円載っていますが、これはどこの対策事業費でございましょうか、説明をお願いします。

その下に集団移転事業費ということですが、防災集団移転促進事業費が6,500万円と載っておりますが、これの内容説明をお願いいたします。

次、52ページ、53ページでございしますが、文化財保護費が537万1,000円減額になっています。それで、説明の欄には文化財調査費が980万円減額ということでございまして、これの内容説明をお願いいたします。

54ページ、55ページですが、災害復旧費ということで、農林水産施設災害復旧費が934万3,000円減額ということでございまして、55ページには説明の欄に農地・農業用施設災害復旧事業費が2,034万1,000円減額となっております。これらの内容説明をお願いいたします。

次に、熊田診療所特別会計なんですけども、以前、診療所の先生が変わりまして、那須南病院からの派遣というふうになったんですよね。それで、多くの市民から聞かれるんですけども、会計は熊田診療所特別会計補正予算ですが、医師の派遣については、例えば、医師の給料というのはですか、そういうのは那須南病院で払っており、いわゆる南那須地区広域行政事務組合の病院会計とこの熊田診療所特別会計との関係、これをどんなふうに考えたらいいか、説明をいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） では、健康福祉課から3つほどお答えさせていただきます。

予防費の中、高齢者予防接種事業費でございます。

こちらは、4,000万円の減額補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種において1人当たり委託料等を1万2,300円計上しておりました。当初5,620人を見込み

まして計上したところですが、実績としまして2,350人と大幅に減になったことによります減額補正となっております。

続きまして、風しん予防接種事業費でございますが、こちらは令和5年度の国庫精算に伴う返還金と、あとは予防接種の実績に伴う数値で精算させていただいております。

続きまして、带状疱疹予防接種事業費でございますが、こちら、当初50歳以上の人口約4%、578人を見込んでいたところでございますが、実績としまして400人、約180人減少したことによります減額補正となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私から、48ページ、49ページの、まず、河川総務費のうち急傾斜地崩壊対策事業費、こちらにつきましてお答えをいたします。

これにつきましては栃木県が事業主体で実施しているものでございまして、令和6年度から滝田地区の小滝田1Aという地区が急傾斜地崩壊対策事業ということで、県のほうで取り組んでいただいております。この200万円につきましては、前倒しで補正があったものですから、その予算計上となっております。

次に、集団移転事業費、防災集団移転促進事業費の6,500万円につきましては、こちらも国のほうの補正がありまして、今回補正対応ということになっておりますが、実施する内容につきましては、国との協議も順調に進んでいるというところでございますが、宮原地区、下境地区におきまして、用地測量、それから、団地の詳細設計等を実施するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 私のほうから、52ページ、53ページ、文化財保護費537万1,000円の減額の内訳について御説明します。

一つは、文化財保護費、18万4,000円の増額になります。こちらにつきましては、故障・破損しました機器の買換えのために増額補正するものです。刈払機2台、大型の懐中電灯1個ということの内容になります。

そのほか、文化財調査費、こちらのほうが総額で980万円の減額です。内訳につきましては、旅費20万円、こちらは文化庁打合せがなかったために減額する職員旅費、それと委託料、960万円の減額、こちらにつきましては、国庫補助決定を受けまして、事業内容を工夫して実施いたしました。それに伴いまして、委託料のほうの実績として少なくて済んだ不用額について減額するものです。

それと、ジオパーク推進構想事業費、23万円の減額、こちらにつきましては、事業確定に

伴いまして、不用となった額の減額になりますが、バス代、運転業務のほうの委託のほう実績が確定しましたので、不用額を減額したものです。

以上です。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうから54ページ、55ページの農地・農業用施設災害復旧事業費の御説明をさせていただきたいと思います。

こちらの2,034万1,000円の減額につきましては、昨年の8月24日から26日にかけて発生しました荒川の増水により被災しました三箇地内、落合地内、向田地内に設置されています頭首工の災害復旧事業に関わるものでございます。

まず、災害の査定、実施設計作成業務委託料、当初547万8,000円を予定していたところ、435万6,000円ということで、112万2,000円を減額したところでございます。

また、3か所分の工事費につきましては、8,600万円の工事費を見込んでございましたけども、昨年11月20日の災害査定の結果を受けて1,900万円を減額した6,700万円の工事費としたところでございます。

さらにもう一つ、国庫補助事業の対象となりません市の小規模の災害事業、こちらのほうも事業費の確定に伴い、21万9,000円を減額というところで、合計で2,034万1,000円を減額したところでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 私のほうからは、熊田診療所の先生方のお給料の関係で、那須南病院との関係のほう御説明したいと思います。

熊田診療所と那須南病院のほうで委託契約を結びまして、3人の先生方を派遣していただくという形を取っております。ですので、先生方の給料は那須南病院のほうから支払われまして、市からは委託料ということで那須南病院のほうに支払いをしております。

以上です。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 最後の質問ですが、そうしますと、あくまでも委託をしているんですが、熊田診療所内のいわゆる診療報酬というんですかね、それは全部熊田診療所特別会計でやっていると、経費もそれだけ使ったものの経費であると、あくまでも委託料を払って、そして、給料は那須南病院から支払われているということですね。分かりました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算と、同じく熊田診療所特別会計補正予算のほうから質問させていただきます。

熊田診療所の補正予算の予算書のほう、歳入、13ページのほうに一般会計繰入金524万円とあります。先ほど市長の答弁の中で、当てにしていた国庫補助金があつて、医療機器を購入するに当たって、それが入らなかったの、一般会計から繰り入れたということだったんですけれども、何があつたのかということと何を購入されたのかについてお伺いします。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 答弁いたします。

機器のほうにつきましては、自動血球計数CRP測定装置という機械になります。こちらのほう、へき地診療所設備整備補助金というものが、補助金2分の1が出る予定だったんですが、県に申請したとき、ちょっと確認を怠りまして、大変申し訳ありませんでしたが、1年前から申請をしていないと補助金はないということで確認が取れましたので、そちらについては、一般会計のほうから充てるようにした次第でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 必要な機器だったので、すぐ購入されたんだと思うんですけれども、事前に1年前に申請しないとお金が下りなかった、へき地の交付金が下りなかったということで、非常に残念だと思います。こういうことがないように事前に計画を立てていただければと思います。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） こちら、今年、先生方が変わりまして、どうしても早急に必要な機器だということで、もしかすると補助金が使えるということで、ちょっと早まった見解で申請のほうを出してしまいましたので、大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） ほかにございますか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 前もって質問内容をお渡ししてあつたんですけれども、その中で、まず、市税の話は、市民税の話は市長の話で分かりました。

あと、固定資産税、6,500万円ほど増えておりますが、これはもしかするとソーラー発電かなという思いもあるんですが、どんなことで増えているのか。

あと、市債、30から31ページに、消防債が5,120万円減額で、支出、歳出のほうで消防施設整備費が、50から51ページですが、5,275万4,000円と、これが減額とい

うことで、ツーペイみたいになっているんですが、もともとこれは何に使う予算だったのかなというふうに思うんですね。教えていただければと。

あと、42から43ページに、浄化槽の設置の事業費、これが679万6,000円ということで、1基当たり、いろいろ種類もあるんですが、中間のやつですと41万4,000円が、出されるようなんですけれども、もともとそれで割ると、16.幾つと、何基かとなるので、当初は何基の計画で、一体何基設置して、これが減額になったんだというところ、お尋ねをしたいと思います。

それと、今度は46、47ページなんですが、森林経営管理制度事業費、742万1,000円減額です。森林経営管理制度というのは、間違っていなければ、市が、山林を持っている、管理ができない所有者から管理をさせていただきたいということで、計画を立てるというようなものではないかなと、こういうふうに思っているんですが、当初はどのぐらい、何平米というのか、何反歩というのか、何町歩というのか、どんなような計画を立てて、今現在どのぐらい進んで、この742万1,000円が減額になったのかというところですね。

次は48から49ページ、住宅・建築物安全ストック形成事業費というのがありますね。これは519万8,000円の減額なんですが、もともとこれは何件、多分、住宅の耐震を、診断をして、何ならば中を直しますよというような予算だと思うんですけど、大体何件程度予定して、何件実施して、これだけ減額になったのかということと。

文化財調査費は先ほど同僚議員が言いましたので、分かりましたので、一応その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 補正予算書21ページ、固定資産税現年課税分、6,500万円の増額補正ですが、こちら、固定資産税の収入済額が令和7年2月の時点で18億200万円を超えていますことから、補正後の予算額を18億円とし、6,500万円の増額補正をさせていただきました。

特に増額となった理由ですが、渋井議員おっしゃるとおり、固定資産税については、土地、家屋、償却資産とあるところですが、土地、家屋については当初予算の見込みに近かったんですが、償却資産、特に太陽光発電につきましては、予想を超えてきた申告というか、それがありましたので、その分で増額補正となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 33ページの消防施設整備事業債についてお答えいたします。

こちらにつきましては、本年度、消防自動車を2台購入予定でしたが、発注から納入までにかかなり期間がかかるということで、今年度は見送りをし、令和7年度の予算に改めて計上しております。令和7年度債務負担行為で、7年、8年で購入の予定でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 御質問いただきました浄化槽設置事業費について御説明いたします。

浄化槽設置整備事業費につきましては、業務委託料134万円、こちらは浄化槽台帳システムの導入に伴う執行残額でございます。

また、建設改良費補助金、545万6,000円の減につきましては、浄化槽設置整備事業費の補助金でございまして、御質問にございました当初の基数につきましては、65基ということで予定しておりました。今回補正で13基減としまして、合計で52基の設置見込みというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうから森林経営管理制度事業費の742万1,000円の減額について御説明を申し上げます。

こちらの事業につきましては、森林環境整備促進基金からの繰入金の事業費でございます。主に森林の集積計画、間伐事業、さらには、栃木県の森林クラウド保守管理事業費に充てる事業となっております。

御質問の当初の森林集積計画でございます。本年度は、荒川地区、上境地区を中心に77ヘクタールの意向調査をかけて、最大で15ヘクタールの集積計画を予定していたところでございますけれども、まとまった集積計画については4ヘクタールとなったところでございます。

また、間伐でございます。最大、本年度12ヘクタールの間伐を予定したところでございますけれども、森林組合の体制が整わないということで、間伐については実施ができなかったということで、次年度以降、間伐のほうを進めたいと考えてございます。

内容については以上でございます。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 48ページ、49ページの住宅・建築物安全ストック形成事業費、519万8,000円の減でございますが、こちらにつきましては、昭和56年以前に建築されました木造住宅に対しまして耐震診断を実施することについて、まず、補助を出しております。こちらにつきましては8件を予定しておりましたが、5件の申込みということで、

3件が残ったということでございます。

その診断の結果、耐震が十分でないですよという建物に対しまして改修・建て替えについて補助をしているものがございます。こちらにつきましては同じく8件を予算計上しておりますが、3件の申込みということで、5件が減ということで、そちらが合わせまして519万8,000円の減ということになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 再質問をさせていただきたいと思うんですね。

まず、消防のほうはよく分かりました。

あと、浄化槽の設置事業費も13基減なんだわということで、これもよく分かりました。

あと、森林経営管理制度ですけども、森林組合が忙しくて12ヘクタールの間伐の実施ができなかったというようなことだと思います。森林組合だけでなく、伐採とか、そういう林業関係やっている人は、私も何人かは知っていますけども、入札参加願いと、そういうのが出てないのかもしれないですね。どうなのでしょう、その辺。

あとは、この住宅・建築物安全ストック形成事業、これについては、国土交通省は令和5年までに90%を目指しているというようなことになっていまして、当市はどのように、令和5年というのはもう過ぎていますが、だから、90%以上になっているのかなと思うんですが、当市はその辺の把握をしていると思うんですが、何%ぐらい、どのようになっているか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 御質問の間伐についてでございます。

渋谷議員の御質問にあったように、間伐については何も森林組合だけではございません。自ら伐採をするという方もおりますし、森林組合以外の伐採業者等もあります。間伐については、そういった事業者も含めて、この森林環境譲与税、少しでも事業費のほうの有効活用のために伐採のほうを進めたいと思ってございます。指名参加の願い出ている出していないに関わらず、随時伐採についてはいろんなところに伐採をお願いして推進を図っていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 那須烏山市におきましては、建築物の耐震につきまして、令和3年4月に那須烏山市建築物耐震改修促進計画というのを令和3年から令和7年までで5か年計画で策定しております。当時は耐震化率75%でございました。それを、令和7年度95%を目標にということで現在取り組んでいるところでございます。まだ令和7年度終わっておりませんので、これに向けて周知をしまして、令和7年度でも耐震の予算確保しております。

すので、それが全て使われるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） まず、森林環境譲与税でしたっけ、国からいっぱい来ていまして、使えない、使わないというような方向はないように、やっぱりこの間伐がきれいに進んで、きれいな山になれば、うちのほうもという呼び水みたいになるのではないのかなと、こういうふうに思うんです。予算は国から来ると、本当だったら震災のやつでお金1,000円安くなる、税金が安くなるわけだったのに、こっちに取られちゃったわけですから、それをどんどん有効に使うような、今言ったように、入札参加出していなくてもいいんだというのであれば、声をかけながら、そういうところをしっかりとやっていただければなど、こういうふうに思います。答弁は結構です。

あと、なかなか住宅・建築物安全ストック形成事業としても、そうは、お金がかかるやつですから、難しいとは思いますが、こういうものこそ一生懸命、だって、8件直さなきゃならないと予算組んでいて3件じゃなかなか進まないのかなとは思いますが、一生懸命努力していただいて、できるだけ安全な暮らしができるように、よくお話をいただくと、こういう努力をお願いして、答弁は結構ですので、進めていただければと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番 中山五男議員。

○14番（中山五男） 既に通告してあります質問の中から、17点ほどありましたが、既に同僚議員が何点か質問をしたり、答弁されていますので、その部分を除いて質問させていただきます。

まず、11ページに繰越明許、この中に土木費で5件、1億8,300万円ほどの繰越しをするんですが、なぜ繰越しをするのか。繰越しをした後いつ頃完成予定なのか、完了予定、これについて伺います。

次に、今度歳入のほう、21ページです。地方特例交付金です。1億185万円あります。ここで、当初の予算でも900万円ほど計上してあります。その際のこの900万円は住宅借入金の特別税額控除に伴う減収補填金とか言っていましたが、今回はどのような理由でこの1億円ほど入ったのかです。

次に、25ページに、新型コロナ関係なんですが、予防接種健康被害給付金として、当初と今回を合わせますと84万6,000円取ってありますね。新年度予算を見ますと、次はその3倍を超える270万円ほど計上してあるんです。お伺いしたいのは、この被害というのは具体的に何人ぐらい、どのような症状で表れているのか、お伺いをしたいと思います。

次、同じページに物価高騰対策の臨時交付金、これは4,400万円ほど減額になっちゃいましたね。この臨時交付金は初めの説明では学校給食センター食材費などに充てるということだったんですが、これはなぜこれほど減額したのかです。

次に、同じページ、新型コロナ接種ワクチン助成金、これは2,690万円ほど減額になっていますね。この減額理由です。

次、29ページに、雑入かな、生産物売払収入というのが895万8,000円、大変な額が計上されていますが、何が売れてこれほどのお金になったのか。

次に、33ページ、農業ため池整備事業費です。280万円の増額になっています。歳出のほうにこのため池に関する事業名がないんですよ。多分これは土地改良事業というのに載っていますから、その中の一部に入っているんじゃないかと思いますが、歳入にある科目は、これは、各課長、ぜひ歳出のほうの科目にも入れてもらわないと、私ら分かりづらいんですよ。この辺のところ、前にも言いましたが、お願いをしたいと思います。多分この事業費は大桶地内の事業費かだと思いますよね。当初予算でも相当取っておりました。来年度も計上していますね。

次に、31ページにコミュニティ助成事業、当初で811万円を計上しました。これは4つの自治会に助成するということでしたが、どこか取りやめたところでもあるでしょうかね、400万円、約半分ぐらいの減額になりましたね。

次に、43ページです。認定こども園の施設整備費、これは財源振替ということになっているんですが、ここには当初2億5,000万円ほど計上しています。なぜ、財源振替というのは、これは国庫補助金でも増えたんでしょうか、この辺のところをお伺いいたします。

次、47ページに企業誘致事業費、当初1,030万7,000円、今回537万9,000円ほど増額になったんですが、これ、太陽光発電関係なんでしょうか。このことについてお伺いをいたします。

次に、49ページです。都市計画街路整備事業、当初9,000万円でしたね。今回540万円ほど減額になりましたが、この減額理由です。この9,000万円のうち、この540万円を減額して、それでこの事業を完了するのでしょうか。

次に、防災集団移転関係、当初予算で旧境小学校の解体費、1億5,200万円ほど計上しましたが、これはこの予算内で完了したのかどうかお伺いをいたします。

次に、今度は議案第15号の水道事業会計です。

6ページに田野倉地内の配水管更新として6,000万円ほど計上してあります。これ、以前課長からの説明では管路更新工事で、令和5年から9年にかけて大金温泉から南那須公民館付近の管路を更新しますという説明ありましたが、そのうちの一部なのでしょうか、このこと

についてお伺いします。

以上です。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、中山議員から御質問いただきました都市建設課分の繰越しでございます。

まず、8款2項道路橋りょう費、道路整備費の大金東原線の3,600万1,000円につきましては、この4月にオープンしますなすからこども園のアクセス道路の整備強化、通行の安全・安心を図るために、現在の五差路の信号交差点につきましては整備を進めます。そちらの用地買収費と物件移転補償費の繰越しでございまして、要因としましては、移転工法の決定につきまして、地権者様と不測の日数を要したことから繰越しをするものでございまして、完了は令和8年3月を見込んでおります。

次に、3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業費、200万円でございますが、こちらは、先ほど平塚議員にもお答えしましたとおり、令和6年度から県のほうで滝田地区の小滝田1A地区につきまして事業に取り組んでいただいております。そちらの負担金でございまして、県の事業費が前倒しで追加補正になったことから繰越しをするものでございまして、完成予定は来年、令和8年3月と伺っております。

次に、4項都市計画費、都市計画街路整備事業費、6,616万7,000円につきましては、市役所の烏山庁舎から烏山高校北側の信号の交差点まで、都市計画街路山手通り線ということで、県とタッグを組みまして道路整備を進めているものでございまして、市道区間につきましては烏山庁舎から那須南病院までの延長が480メートルとなっております。こちらにつきまして、用地測量、物件移転補償業務等を実施しておりますので、県事業と一緒にやっておりますので、県事業が繰越しになることから同様に繰越しをするものでございまして、完了予定を、現在11本契約をしておりますが、最後の契約の完了は来年、令和8年3月を見込んでおります。

次に、防災集団移転促進事業、7,600万円につきましては、国の補正により追加配分となりましたことから繰越しをするものでございまして、宮原地区、下境両地区の測量及び移転先の詳細設計を実施するものでございます。完了は同じく来年、令和8年3月を見込んでおります。

次に、5節住宅費、住宅・建築物安全ストック形成事業費、320万円についてでございますが、こちらは、先ほど渋井議員にもお答えしましたとおり、耐震診断が、8件が5件になりまして、改修・建て替えが、8件が3件になったものでございます。この320万円を繰越しするものでございます。理由としましては、建築工事につきまして、資材不足や人手不足等に

より年度内の引渡しを受けられないということから繰越しをするものでございます。こちらの完了は本年6月を見込んでおります。

次に、49ページ、防災集団移転の旧境小学校の解体工事でございますが、こちらにつきましては、予算内で本年2月末を工期として契約をしております、現地のほうはもう既に取り壊しが終わりました更地になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 21ページ、個人住民税減収補填特例交付金についてお答えします。

こちらは交付金額確定に伴う補正となりまして、住宅ローン減税分が1,346万6,000円、これに定額減税分9,738万4,000円が追加となり、合計1億1,085万円となりまして、当初予算900万円との差額、1億185万円を増額するものとなります。

次に、25ページ、物価高騰対応臨時交付金、こちらは、当初、学校給食センター食材費などということですが、こちらの物価高騰対応臨時交付金につきましては、プレミアム付商品券、給食費・食材費補助のほか、給付金・定額減税一体支援の事業に活用しております。事業費の確定に伴う減額となりますが、主なものは給付金・定額減税の減額補正となっております。

以上となります。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） では、私のほうで2点ほどお答えいたします。

まず、25ページ、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございますが、こちらの被害状況ということでございますが、対象の方、お二人いらっしゃいます。1名の方が、65歳以上の高齢者、男性。接種後に体調が悪化しまして、入院しております。接種が令和4年の冬の終わり、晩冬。申請が令和4年の春。認定が令和5年の夏。認定までにかかった期間が約15か月となっております、現在はあらかじめ症状が固定されております。もう一人の方が、64歳未満の若年層、男性。同じく接種後、体調が悪化して入院しております。接種が令和4年の春。申請が令和4年の秋。認定が昨年、令和6年の夏になっていまして、認定までにかかった時間が約22か月間となっております。この方まだ症状が固定していなくて、ちょっと流動的なところがございますので、来年度の予算につきましてはちょっと多めに取らせていただいています。

なお、ただいま申し上げた事項以外の症状等につきましては、個人の特定につながる可能性がありますので、本日は答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。御理解のほど、お願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、29ページ、生産物売払収入、895万8,000円の件についてお答えします。

旧烏山町時代に、昭和61年3月に旧黒羽町の山を、当時限定公募ということで、15口ほど購入した分収育林がございます。その分収木の販売による収入となっております。

材積に関しては、売り払うときに5,245立米ということで、契約時より3倍程度になっておりますが、その分、杉、ヒノキ、当時、売り払うときは6,099本ということで売り払ったんですが、契約時はもっとありましたので、間伐等しながら、このぐらいの本数を売り払った結果が895万8,000円になったということでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうから、33ページ、農業用ため池整備事業債について御説明申し上げます。

中山議員からは事業費280万円という御質問だったとは思うんですけども、こちらについては事業債でございます。こちらは防災重点農業ため池の実施設計のための事業費の補助金が令和6年度に前倒しで国のほうから交付になったことに伴い、市持ち出し分の20%を事業債として起債をしたものでございます。

なお、このため池の2か所分の金額につきましては、南大和久地内にある大和久のため池の実施設計のための費用、700万円、小埜地内にあります猿久保溜池の実施設計の費用、730万円、合わせて1,430万が前倒しになりまして、その市の負担分の20%に当たる280万円を起債として計上させていただいたところでございます。

なお、このため池工事に関わる歳入については、繰越明許費の11ページに団体営土地改良事業費で、歳入で措置してありまして、歳出につきましては、45ページ、同じく団体営土地改良事業費の歳出のほうで措置をしたところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） それでは、まちづくり課関係です。

35ページのコミュニティ助成事業、400万円の減ということですが、こちら当初4団体の採択の予定をしておりました。4団体とも申請をしたんですけども、県内でも大変人気がある助成事業でございまして、過去の実績とか、そういったところで2団体のみの採択ということになってしまいました。不採択団体の当初の事業費が合わせて390万円、それと、採択団体のうちの1団体が事業費の変更ということで、10万円の減ということになりましたので、合計で400万円の減の補正予算ということとなります。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 私のほうからは、議案書43ページ、認定こども園施設整備費の財源振替についてお答えいたします。

内容は、認定こども園の外構工事の外部通路部分の木材費に対しまして、森林環境促進整備基金を100万円へ充当するものでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 私のほうからは、議案第15号、田野倉地内配水管工事について御説明いたします。

こちらの事業につきましては、国の交付金事業において行っているものでございます。場所としましては、南那須公民館周辺を予定してございます。延長が330メートルほどでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） それでは、私からは、一般会計47ページ、企業誘致事業費についてお答えさせていただきます。

先ほど中山議員からは537万9,000円増額の理由ということで、太陽光かということでしたいただきましたが、今回補正は減額でございます。537万9,000円の減額でございます。こちら、太陽光発電のかかる部分というわけではなくて、全体的に今回の奨励金の交付額を精算した結果でございます。

減額の主な理由としましては、こちら、企業立地奨励金ですが、納めていただいた固定資産税相当分を後ほどお返しするというのが制度なんですけれども、実際、過疎法の適用等もありまして、その納めていただく固定資産税が少なくなった部分がございます。そういったところもありまして今回大きな減額となりました。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 申し訳ありません、追加答弁させていただきます。

25ページ、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費助成金の減のほうの理由でございます。こちら、当該助成金は9月補正にて予算計上した新型コロナウイルスワクチン接種において、当初、国で示した接種費用1人当たり7,000円に対し、実施時1万5,300円に変更されたことにより、超過分8,300円が助成されることになったものとなります。当初接種見込

みとしまして5,620人を見込んでおりましたが、実績見込みが2,350人と大幅に減少したことによる減額の補正となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 最後に御答弁いただきました岡課長に、新型コロナについてお伺いをしたいんです。

この接種予定がおよそ半分ぐらいになってしまったわけなんですけど、一つは、この新型コロナウイルス予防接種の負担金というのは市町村によって違いますね。一番安いのは多分宇都宮の2,000円ぐらいかと思います。高いところというと、3,500円ぐらいのところがあって、うちは3,000円だったかな。これは市長の役割かもしれないんですが、こういった個人負担金というのは、少なくともこの栃木県一律、同じ負担額というのにできないものでしょうか、これね。これはぜひそうすべきじゃないかと思っています。

それともう一つ、これは課長にお伺いしたいんですが、この間の新聞報道に県内の新型コロナウイルス感染死亡者、令和7年2月4日現在で県内で1,988人と報道されていましたね。そのうち那須烏山市内では何名ぐらい亡くなっているんでしょうか。この辺のところ、何か数字持っていますか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新型コロナウイルスの助成金についてですけど、県の中で、市町村でいろいろな協議をさせていただきました。市長会、町長会のほうでも協議させていただいたんですが、おのおのの市とか医師会の関係で対応がかなり違いまして、統一した見解が出せませんでした。何度か会議を持ったり、県のほうも諮っていただいたんですが、ちょっと難しい状況でありました。検討する期間が短かったものですから、それも協議があまりできなかったという事実かもしれませんが、今後できるかどうかは何とも言えない状況です。今のところは各地域の医師会との調整が一番問題かなと思っていますので、その辺のところは県にもかなり調整をしていただいたり、協議をさせてもらったのだけは事実です。

以上です。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいま御質問ありました死亡者数でございますが、市のほうには死亡者数や感染者数についてはデータが下りてきていませんので、ちょっと把握していないところでございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 市長、この新型コロナウイルスばかりじゃなくて、带状疱疹とか、

様々な個人負担、助成金があるんですが、これ、市長会みたいなきに一つ議題にして、県内統一すべきではないかというようなことで話をまとめるのがいいのではないかなという気がするんですが、後でこれ検討してみてください。

それと、健康福祉課長、この1,988人というのは、多分那須烏山市内も入っているのではないかと思うんですね。何でこれ、地元の担当課でこういう死亡者数がかめめないのか、どういう数字から、どういうところから集計をしてこういうものを出したのか、ちょっと私も理解できないんですね。この辺のところは何か情報収集するという方法がないのでしょうか。それと、新型コロナウイルスの感染者についても、令和4年の8月末までは市町ごとの感染者数というのは新聞報道されたんですね。那須烏山市では何人というのが分かったんですが、その後は県全体で1週間に1回総数を、各地区ごとのやつを新聞報道していることで分かりづらくなってしまったんですね。那須烏山市内で何人感染したのか、何人死亡したのか、こういうことはぜひ私、集計すべきではないかと思っています。

課長、私、この新型コロナウイルスに関する、一つのこれは、発症したときからもう重大な感染症だと思ひまして、新聞の記事や担当課からいただいた資料なんていうのは、もうこれほどあるんですよ、これ。これほど私は資料を持っているんです。ぜひもうちょっと課長としてこの辺の研究をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 中山議員がおっしゃることも必要なかもしれませんが、感染症なので、県単位になっています。市町村単位での扱いではありませんので、まずは県に全部集約されます。それで、個人情報もありましたので、そういう意味での報道を控えていらっしゃるかなと思っています。あくまでも担当が県なので、市町村でそのデータをいただくということが今のところありませんので、広報もできません。

それは国で決められた感染症対策なので、その辺のところを、私たちが要望して教えてくださという話ではないと思いますので、申し訳ありませんが、御報告できないことを御理解していただくしかないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） かなりもう意見が出ているので、私のほうは、何でこの金銭に余裕がないのに予算を残すんだという見方で質問したいと思います。

4点ほどです。1つは、37ページにJR烏山線の利用促進の予算が、300万円ぐらい使われていない点、これの、詳細を教えてほしい。それが1点目です。

2点目は、39ページの右の下に新規低所得者世帯支援の給付とか、給付関係のデータが記されていますけども、3,100万円とか、1,300万円とか給付されていないという、この金額を見て、私は個人的にフードバンク活動をやっていて、去年に比べると今年は倍近く申請者が出ていて、すごく、こんなにも物価高なのか、それともこういう大変な人が増えたのかというのをこども課長なんかと話をしているんですけども、それを考えると、給付するのがこんなに残していいのかなというのを感じて質問していますので、今後の見通しも含めてお願いいたします。

3点目ですけども、41ページ、これは高齢者福祉費の予算が全部で1,600万円使っていないんですけども、おのおの具体的に、右側に三角で使っていない内訳が出ていますけども、後期高齢者医療制度事業費を1,800万円使っていませんという、この辺がなぜかということと、あと、これは、高齢者が減ったのかという話を少しは考えるんですけども、これも今後の見通しも含めてお願いいたします。

最後、4点目、45ページ右の上に塵芥収集処理費、これが1,015万9,000円か、これだけ使っていないんですけども、これってどうしてなんだろうと、その理由と、ごみを、人口が減ったからなのかということも含めた判断をしなきゃいけないんですけども、そんなものも含めると、このマイナス分というのは努力をした結果なのか、それとも人口が減ったことなのかも含めて、今後の見通しも含めて教えてください。

以上4点です。よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） それでは、まちづくり課関係2点御質問をいただいております。

37ページ、JR烏山線利用促進事業費、308万8,000円の減ということですけども、こちらにつきましては、烏山線の通学定期の補助金におきまして当初より申請件数が少ないことによる減額でございます。見込みとしましては、500万円の申請があつて補助を見込んでおります。第3回目が1月の下旬の、1月末締切りだったんですが、その際には延べ件数としまして300件の件数でございました。

こちら、事務局側で推測しているところに、年々皆さんも慣れてきていますので、年4回の申請を最後の回にする人も増えてきています。最後の申請締め切りが近々あるんですけども、その際に件数が増えるのではないかとということでは想定をしていますが、昨年度が626件の件数でしたので、昨年よりは減るのかなということでの減額補正ということで計上させていただいております。

それと、45ページの塵芥収集処理費です。1,015万9,000円の減でございます。こ

ちら、可燃ごみの専用袋の購入が減ったため、不用額を減額するものと、それと、南那須地区広域行政事務組合の負担金、こちらの変更に伴う増額補正、その差額としての計上をしているものでございます。

可燃ごみの袋につきましてはやはり購入が減ったということで、原因につきましても、ごみが減っているのかなというふうに前向きな考え方で捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） まず、39ページ、新規低所得者世帯支援給付金事業費でございますが、基本的に給付金に関しましてはかなり多めに予算のほうは取らせていただいております。実績でございますが、この給付金に関しては2つの給付金が一つになっておりまして、非課税・均等割課税世帯がございまして、そちらのほうで、給付対象が464世帯でございました。そのうち給付したのが436世帯で、93.97%となっております。同じくもう一つの組合せとしてこども加算というのがございまして、対象が56人で、47名の給付、83.93%ということで、両方とも昨年度年末に完了しております。ですので、実績による精査という形になっております。この事業は完了しておりますので、見通しはもう完了ということでございます。100%にならなかったのは、やっぱり本人のほうで申請しなかったのが原因でございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、41ページ、高齢者のほうのいろいろな事業がございます。

主なものを御説明しますと、まず、敬老会開催事業費につきましては、こちらのほう事業は完了しておりますので、実績に伴う精算ということになっております。

下のほう行きますと、高齢者福祉施設入所措置費、こちらは令和6年4月にお亡くなりになった方がございます。その後ブランクがあって、また新たに8月に入ってきたという形なものですから、対象者がいなかった間の期間についての減額、プラス1名余計に予算を取っておりますので、その分の減額になっております。

地域包括支援センター運営費につきましては、こちらのほうは執行残になってございます。

介護保険特別会計繰出金に関しましては、介護保険のほうで保険料相当の補助金が対象になっているものですから、その分の精算で減になっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、私のほうから、41ページ、高齢者福祉費の一番下の後期高齢者医療制度事業費、1,882万5,000円減について御説明いたします。

こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合の負担金のほう、ある程度令和6年度の実

績が固まりましたので、そちらに対する負担金、医療費等減額になっておりますので、負担金のほうも減額になっているということで、1,800万円減額となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 答弁いただきましたけども、一番最初のJR烏山線の件は分かりました。

2つ目の新規低所得者世帯支援給付金事業費、これに関しては何か納得した答えではなかったんだけど、これって大変な、食料とか、そういうやつに対して大変な家庭が増えているのかどうかというやつのデータなのかなという見方からしたら、どうなんですかというのをもう一回教えてください。

対象者、そうだね。それも含めて。あと、これが対象者、具体的にどのくらい増えているのかとか減っているのか、そういうやつも含めたデータでちょっと説明してください。

具体的な数字でもってお願いしたいのは、要は、うちの市でそういう対象者が増えていて、やっぱり課題として大きなものになっているのかどうかというのが非常に気になっているので、そちらのほうの観点から見てほしいんです、僕の意見は。

あと3番目、これは、高齢者福祉予算の関係は分かりました。

4番目のごみのほうは、お願いは、人口減の分を考えた評価をしてほしいんです。去年うちの市は1年間553人減ったので、10年たつと5,000人減る。その分は明らかにごみも減るはずなんだよね、消費活動も減ると思うので。その辺も考えてどれだけ効果があったというのを算出して、施策を考えてほしいなということをあえて付け加えておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 新たな給付金の話でございますが、この事業はもともと令和5年に3万円の給付というのがございました。そちらが2,732世帯が対象でございました。その直後に7万円の給付がございました。そちらが2,781世帯対象でございました。今回のこの給付金に関しましては、過去の7万円、3万円をもらわなかった方で新たに非課税世帯になった方が対象になってございます。ですので、新年度としまして464世帯が対象になってきているということでございます。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 塵芥収集処理費関係ですが、人口減分も考えてということですけども、再度そちらにつきましては見直しをしまして、検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） よろしくをお願いします。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第9号から議案第16号までの8議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第9号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第10号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第11号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第12号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第13号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第14号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第15号 令和6年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第16号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を15時30分といたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時30分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど審議されました議案第9号に関しまして、農政課長より追加答弁がございます。

深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 先ほどの一般会計補正予算の渋井議員の御質問の中で、集積計画

に基づきます間伐の推進において、市が集積計画に基づきまして間伐事業をやる場合には、当然、市の指名参加資格を有するところに発注するわけでございますけれども、森林所有者が自らが森林集積計画に基づきまして伐採をやる場合については指名参加有無を問わないんですけれども、その辺の答弁がちょっと曖昧となってしまいました。市が行う間伐事業については指名参加が出ている業者に委託をするというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 日程第27 議案第1号から日程第34 議案第8号までの令和7年度那須烏山市一般会計予算について、令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について、令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、令和7年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、令和7年度那須烏山市境財産区特別会計予算について、令和7年度那須烏山市水道事業会計予算について、令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算についての8議案については、いずれも令和7年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第27 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計予算について
  - ◎日程第28 議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
  - ◎日程第29 議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
  - ◎日程第30 議案第4号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
  - ◎日程第31 議案第5号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
  - ◎日程第32 議案第6号 令和7年度那須烏山市境財産区特別会計予算について
  - ◎日程第33 議案第7号 令和7年度那須烏山市水道事業会計予算について
  - ◎日程第34 議案第8号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算について

○議長（青木敏久） よって、議案第1号から議案第8号までの令和7年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第 1 号から議案第 8 号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号 令和 7 年度那須烏山市一般会計予算についてでございます。

令和 7 年度は、第 3 次総合計画の 3 年度目として、また、私の市長就任 2 期目の最終年度として計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による持続可能なまちづくり」を進めてまいります。

まちづくりの主役は市民であるという基本に立ち返り、まちの目指すべき将来像である「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」の実現に向けて、事業展開を図るとともに、国や県が掲げる子育て支援や物価高騰への対応など、情勢に応じた政策を展開し、着実な成果を目指してまいります。

令和 7 年度一般会計の歳入歳出予算は、主要な事業といたしまして、市道照明の LED 改修、清水川せせらぎ公園の整備、コンパクトシティに向けた中心市街地の再生整備を掲げた予算としております。

総額は、前年度比 4 億円、3.3%増の 126 億 7,000 万円といたしました。

それでは、主な内容を申し上げます。

まず、歳入であります。

市税は、前年度比 6,189 万 6,000 円、1.9%増の 32 億 4,301 万 9,000 円といたしました。

主な税目は、固定資産税について、償却資産の増加等を見込み、前年度比 5,800 万円、3.3%増の 17 億 9,640 万円といたしました。

地方交付税は、近年の状況を勘案し、前年度と同額の 42 億 8,000 万円といたしました。このうち普通交付税は 38 億円、特別交付税は 4 億 8,000 万円でございます。

国庫支出金は、児童手当の制度改正に伴う負担金や児童生徒の学習用タブレットの更新に伴う補助金等の増額を見込み、前年度比 1 億 4,589 万 8,000 円、9.9%増の 16 億 2,084 万 3,000 円といたしました。

県支出金は、参議院議員選挙に伴う委託金や国勢調査に伴う委託金等の増額を見込み、前年度比 3,970 万 5,000 円、4.8%増の 8 億 7,094 万 3,000 円といたしました。

繰入金は、不足財源について財政調整基金繰入金を計上し、前年度比 2 億 348 万 9,000 円、36.7%増の 7 億 5,742 万 3,000 円といたしました。

市債は、地域医療確保事業債や市道整備事業債等、大規模事業に関して積極的に活用しておりますが、認定こども園整備の完了に伴う減額により、全体で前年度比1億7,000万円、24.8%減の5億1,504万円といたしました。このうち合併特例債につきましては、前年度比980万円、4.8%減の1億9,340万円といたしました。

次に、歳出であります。

議会費は、前年度予算と同程度の1億2,813万7,000円といたしました。

総務費は、LINE拡張ツールの導入、システム標準化の対応業務を新規計上いたしました。ICTを活用した行政手続のオンライン化や公金収納のキャッシュレス化など、市役所に行かなくても行政サービスを受けることができるよう、市民の利便性の向上に努めてまいります。

そのほか、人気の高い返礼品を開拓、ふるさと応援寄附金が好調なことに伴う委託費や積立金の増額、令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額等により、前年度比3億1,934万3,000円、23.2%増の16億9,435万2,000円といたしました。

民生費は、子育て施設の充実を図るため、なすからこども園遊具の整備を新規計上いたしました。園児の健やかな成長を促し、活気あふれるこども園を目指して施設の充実を図ってまいります。

そのほか、認定こども園整備工事の完了に伴う減額があるものの、制度改正に伴う児童手当の増額、障害福祉サービスの報酬の改定や利用者の増加に伴う給付費の増額等により、前年度比4,669万4,000円、1.1%増の42億6,835万3,000円といたしました。

衛生費は、新型コロナウイルス予防接種への助成の新規計上や、南那須地区広域行政事務組合へのごみ処理費負担金及び病院費負担金の増額等により、前年度比9,744万5,000円、7.1%増の14億6,895万9,000円といたしました。

農林水産業費は、農業用ため池の防災対策に伴う実施設計費の新規計上や地籍調査事業費の増額、園芸振興事業費の増額により、前年度比3,329万2,000円、10.8%の増の3億4,231万2,000円といたしました。

商工費は、デジタル復元による城下町の魅力発信事業の完了に伴う減額等により、前年度比818万2,000円、2.2%減の3億6,447万6,000円といたしました。

土木費は、脱炭素化の推進を図るため、市道照明LED改修工事費を新規計上いたしました。温室効果ガスの削減に向けて、省エネルギー機器の導入を推進してまいります。

また、コンパクトシティに向けた中心市街地の再生整備を図るため、都市計画の見直しに係る事業費や清水川せせらぎ公園の改修工事費を新規計上いたしました。用途地域の見直しや回遊性の高い道路整備の検討を行うとともに、誰もが楽しく安全に利用できる公園を整備し、市街地の活性化を図ってまいります。

そのほか、防災集団移転促進事業費について、移転先の用地測量費や用地買収費の新規計上があるものの、大桶運動公園管理棟改修工事の完了に伴う減額、旧境小学校解体工事の完了に伴う減額等により、前年度比3,992万9,000円、3%減の12億7,517万8,000円といたしました。

消防費は、Jアラート改修費の新規計上や南那須地区広域行政事務組合への消防費負担金の増額があるものの、サイレン吹鳴システム改修の完了に伴う減額、消防車両購入費の減額等により、前年度比617万6,000円、0.9%減の6億4,526万7,000円といたしました。

教育費は、子供たちの学習環境の向上を図るため、学習用タブレットの更新や体育館へのスポットクーラーや大型扇風機の導入を新規計上いたしました。

また、不登校対策の強化を図るため、こころの健康観察アプリケーションの導入、校内教育支援センターの設置を新規計上いたしました。学習用タブレットを活用して児童生徒の心や体調の変化を早期発見し、適切な支援を実施していくとともに、登校しても教室に入ることが難しい生徒を支援するよう講師を配置し、誰1人取り残さない教育環境の整備充実を図ってまいります。

そのほか、1か月2,000円の給食費助成の継続、物価高騰に伴う食材購入費助成の増額により、前年度比7,732万4,000円、6.4%増の12億8,237万7,000円といたしました。

公債費は、起債残高の減少により、前年度比1億2,201万4,000円、9.3%減の11億8,828万4,000円といたしました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費33.7%、総務費13.4%、衛生費11.6%、教育費10.1%、土木費10.0%の順となりました。

また、性質別構成比は、補助費等が23.7%を占め、以下、人件費19.0%、物件費18%、扶助費15.2%の順となります。

次に、議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算でございます。

国民健康保険は、国民健康保険の財政運営主体が市から県へ移行して7年が経過し、令和6年度に改訂された第3期栃木県国民健康保険運営方針に沿って、県と連携を図りながら、国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

それでは、まず、国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

令和7年度の歳入歳出予算総額は、前年度比1.4%減の32億5,216万2,000円です。

歳出の主な内容は、受診者の減少に伴い、保険給付費を前年度比2.9%減の23億

6,756万3,000円とし、次いで市が県に納める国民健康保険事業費の納付金が前年度比2.1%増の7億7,634万6,000円といたしました。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。

なお、令和7年度の国保税率につきましては、県が県全体の事業納付金を算定するに当たり、栃木県財政安定化基金を活用したことに加え、市財政調整基金を活用することとしたため、国保税率を据え置くことといたしました。

次に、診療施設勘定でございます。令和7年度の歳入歳出予算総額は、前年度比5.1%増の5,694万7,000円であります。

歳出の主な内容は、令和6年人事院勧告に伴い、職員の人件費が増加したことから、総務費が前年度比6.5%増の4,796万5,000円、次いで診療に係る医業費が前年度比2.7%減の837万5,000円でございます。

なお、歳入の主な財源は診療収入であります。患者の減少により減額となる見込みから、不足する財源は診療所運営基金から2,344万6,000円を繰り入れることとして対応することになりました。

次に、議案第3号 令和7年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算でございます。

熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比28.4%増の5,200万円です。

歳出の主な内容は、総務費の一般管理費業務委託料が委託先である那須南病院の派遣医師の経験年数を加味することから、総務費から前年度比31.5%増の3,625万1,000円とし、次いで診療に係る医業費が前年度比22.2%増の1,549万1,000円です。主な財源は診療収入及びへき地診療所補助金です。特に診療収入は運営体制の変更により開所の日数が減ったことから減額としています。

なお、財源の不足分につきましては、一般会計繰入金及び診療所運営基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第4号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比1.9%減の4億1,203万1,000円です。

歳出の主な内容は、市が栃木県後期高齢者医療広域連合へ納付する広域連合納付金が歳出総額の98.3%を占め、前年度比2%減の4億519万9,000円、次いで総務費が前年度比6%減の508万9,000円です。主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金です。このうち後期高齢者医療保険料が全体の74.5%を占める3億706万5,000円で、前年度比1.5%の減となります。

繰入金は、国民健康保険と同様に低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を 9,813 万 2,000 円、事務費繰入金を 509 万 5,000 円計上いたしました。

なお、後期高齢者医療保険料率は 2 年に一度見直しがされていますが、令和 6 年度が改定の年でありましたので、令和 7 年度の保険料率は昨年と同率となります。

次に、議案第 5 号 令和 7 年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてでございます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比 215 万 4,000 円、0.07%減の 27 億 3,645 万 3,000 円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第 1 号被保険者介護保険料をはじめ、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

令和 7 年度は、那須烏山市高齢者福祉計画第 9 期介護保険事業計画の 2 年目となります。引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした、「地域で安心して暮らせる体制づくり」を基本とし、万が一、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が営むことができるよう取り組んでまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを推進してまいります。

次に、議案第 6 号 令和 7 年度那須烏山市境財産区特別会計予算でございます。

本案は、那須烏山市境財産区特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ 61 万 1,000 円とするものであります。

歳出の主な内容は、管理会員の報酬、財産区有林の保険料等の財産区に係る人件費と維持管理費であります。

歳入の主な財源は、境財産区運営基金を原資として運用を開始した栃木県債の運営基金利子、前年度からの繰越金等であります。

次に、議案第 7 号 令和 7 年度那須烏山市水道事業会計予算でございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、業務の効率化など、なお一層の企業努力を重ねるとともに、利用者の利便性とサービスの向上に努め、公衆衛生の維持と水の安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

令和 7 年度当初予算の業務の概要は、給水戸数 1 万 2 4 戸、年間総給水量 238 万 110 立

方メートル、1日平均給水量6,521立方メートルであり、主な建設改良事業費は、こぶし台団地の配水管更新工事及び上境地内の送水添架管布設替工事で、2億4,959万4,000円であります。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計負担金で、6億1,905万3,000円であります。

水道事業費用の主なものは、水道事業管理費、人件費、減価償却費で、対前年度比1,918万8,000円減の5億7,424万6,000円であります。減少の主な理由は、電気料金高騰により増加していた動力費について、実際の支出額を勘案し、予算額を減額したこと、また、令和6年度に実施した衛星技術を活用した漏水調査が終了したことによるものです。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金で1億5,146万7,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で、対前年度比6,483万4,000円減の4億6,907万3,000円であり、減少の主な理由は、令和6年度に実施した債券購入を令和7年度は実施しないことによるものです。

最後に、議案第8号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計予算でございます。

令和7年度当初予算の業務の概要は、水洗化戸数1,230戸、年間処理水量45万5,400立方メートル、1日平均処理水量1,247立方メートルであります。主な建設改良事業費は、水処理センターの機器の修繕工事で、6,219万1,000円であります。

下水道事業収益の主なものは、下水道使用料、他会計補助金で、3億6,028万円であります。

下水道費用の主なものは、下水道維持管理費、人件費、減価償却費で、対前年比7,991万2,000円減の3億2,184万5,000円であります。支出が減少した主な理由は、定期的な設備修繕が一段落したこと、また、主な機器の償却が終了したことによるものであります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金で、1億4,138万1,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で、対前年度比2,558万3,000円減の2億6,552万6,000円であります。支出が減少した主な理由は、定期的な処理場設備の更新が一段落したことによるものです。

以上、議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月4日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、令和7年度当初予算の質疑については、3月4日に行うことといたします。

---

### ◎日程第35 議案第33号 市道路線の認定について

○議長（青木敏久） 日程第35 議案第33号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、田野倉JRアンダー部を含む交差点改良工事が完成したことに伴い、平成29年3月29日に締結した旧道区間の引継ぎに関する覚書に基づき、現在の主要地方道宇都宮那須烏山線及び一般県道小川大金停車場線の一部区間の延長1,970メートルを市道に認定したく、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 3点ほど質問いたします。

まず、今回、県から引き受けるに当たりまして、道路面とか側溝、それに区画線、白線が引いてありますが、これは当分の間、管理費等にお金がかからないのかどうか、これが1点です。

次、2点目は、歩道のない部分がありますよね。下っていった右側、東原地内あたりですね。あの辺の、この歩道の設置というのは、引き受ける前に設置するような要望というのはしなかったのかどうか。

もう一点、もう一つ、課長、追加しますよ。今回この県道を市道に受け入れるに当たって、逆に、今の市道を県道に認定してくれませんか、というような条件ではないですが、話は

しなかったのかどうか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市道の路線認定につきましてお答えをいたします。

まず、移管を受けるに当たり、路面の舗装に関しましては、東原地内から荒川橋付近ぐらいまで修繕をしていただき、橋の前後辺りについては段差が解消されたと思っております。

側溝につきましては、大金の市街地におきまして、藤屋の前とかにつきましては蓋板の補修、あとは日の出屋の前とかにつきましては側溝の整備を実施していただいたところでございます。

それから、なすからこども園の入り口の交差点からちょっと高瀬に向かいまして、県道のり面に桜の木とか、立木がちょっと斜めに張り出していた部分があったんですが、そちらにつきましても移管の前に切ってくださいということで伐採をしていただいた経過がございますので、当分の間は維持管理費には費用は発生しないと考えております。

次に、歩道のない区間の設置の要望につきましては、令和5年の8月に地域の皆さん、市長、副市長を含め集まっておきまして、「とちぎの道現場検証」というのを行っております。その際に、烏山土木事務所には、ここについて歩道がないので、歩道の設置を要望はしたところでございますが、工事の実施には至らなかった経過がございますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、県道から市道の移管は整備が終わるとよくあるものでございますが、市道を県道にして昇格という感じの話につきましては、烏山土木事務所と道路網研究会、そういう組織を立ち上げておきまして、それを年に3回ほど実施しておきまして、市内の道路網につきましてどういうルートが、どういう整備をしたらいいかということで検討をしておりますので、その中で県道の部分、市道の部分、意見を出し合いながら整備をしていくということで、昇格についてもその中で話しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 2点分かりました。

この県道への昇格というのは、市長、政治的な取引ですよ、政治力ですよ。これは課長も、課長になれば政治力が必要なんですから、この辺のところはもうちょっと発揮してもらいたかったな。残念です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 確認なんですけど、田野倉のJR烏山線のガード下辺りから高瀬のバイパスのところまでの区間を、要するに市道として管理するという感じでありますね。で、その

J R鳥山線のガード下から山中入口の信号まで、ここは今まで小川大金停車場線とかという名前だったのかなというふうに思いますが、その区間というのは名前の変更が何かあることなんでしょうか、この表示を見ると。その辺どんなような名前に変更になるのかなという、ちょっと気になったものですから、その辺よろしくをお願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 田野倉のJ Rアンダー一部分の交差点の、こちらの南那須庁舎側の横断歩道付近から高瀬の交差点まで、こちらが1,970メートルということで、田野倉高瀬線ということになります。

大金の駅前につきましては、これまでも歩道部につきまして荒川堤線ということで、市道で認定をしておりましたので、荒川堤線の区域を変更しまして、こちらは荒川堤線ということで大金の駅前については移管を受けるということになっております。

それから、田野倉の交差点から山中の入口交差点までにつきましては県道で管理をしていただくことになっておりますが、路線名につきましてはまだ県のほうで決定にはなっておりません。現在の路線は小川大金停車場線ということで、小川から大金駅までが一つの路線になっておりますが、そちらにつきましては、今後、市道の認定、県道の認定を外す行為のときに名前も決定されるということで聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（堀江清一） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） この県道のところが市道になるに当たって、先ほど中山議員の意見がありましたけども、やっぱり歩道がないところ、あそこはもう狭くて、夏になると草も生えてきて、必ず陳情が来るんですね。それが、もう全然見込みないから、我慢してねというふうな答えに聞こえたんだけど、そうではなくて、やっぱり少し時間がかかってもやろうよというふうにならないのですか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） あそこの交差点につきまして、市道として今度整備をしますので、高瀬側につきましても幾分工事はできるのかなとは考えておりますが、県道としては取り組めないということで、今回市道認定になりますので、市のほうで対応していくということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 毎年要望するよ。

○議長（青木敏久） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 先ほどの堀江議員の質問にも関係あると思うんですけど、今、小川大金停車場線という名前が、小川から大金駅まで続いているじゃないですか。これ、今、（仮称）小川田野倉線となっていますけども、速やかに県道の看板の、県道に何線と出ているじゃないですか。あれの付け替えもお願いしたいと思います。付け替えというか、直すのを。ずっと看板というのは結構、江川小の看板なんてリンレイテープ始まってまで江川小とずっと書いてあったので、そういうことがないようにお願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そうですね、この件につきましては県のほうによく要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（滝口貴史） お願いします。

○議長（青木敏久） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第35 議案第33号 市道路線の認定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第36 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（青木敏久） 日程第36 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第1号 ひとり親家庭及び低所得家庭等の子どもにおける大学等受験料及び模擬試験受験料支援の陳情について、陳情書第2号 市民後見人の養成に関する陳情、陳情書第3号 県立烏山高等学校に公営塾の設置を求める陳情については、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

---

○議長（青木敏久） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明後日2月27日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 4時11分散会〕